

令和2年第1回中島村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月6日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	3
○職務のため出席した者の職・氏名	3
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○行政報告	6
○諮問第1号～議案第26号の一括上程、説明	8
○諮問第1号の採決	14
○諮問第2号の採決	14
○散会の宣告	15

第 2 号 (3月10日)

○議事日程	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	17
○職務のため出席した者の職・氏名	18
○開議の宣告	19
○一般質問	19
小松公雄君	19
○議案第1号の質疑、討論、採決	22
○議案第2号の質疑、討論、採決	23
○議案第3号の質疑、討論、採決	23
○議案第4号の質疑、討論、採決	24

○議案第5号の質疑、討論、採決	24
○議案第6号の質疑、討論、採決	27
○議案第7号の質疑、討論、採決	27
○議案第8号の質疑、討論、採決	28
○議案第9号の質疑、討論、採決	30
○議案第10号の質疑、討論、採決	30
○散会の宣告	33

第 3 号 (3月12日)

○議事日程	35
○出席議員	35
○欠席議員	35
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	35
○職務のため出席した者の職・氏名	35
○開議の宣告	36
○議案第11号の質疑、討論、採決	36
○議案第12号の質疑、討論、採決	50
○議案第13号の質疑、討論、採決	51
○議案第14号の質疑、討論、採決	52
○議案第15号の質疑、討論、採決	52
○議案第16号の質疑、討論、採決	53
○議案第17号の質疑、討論、採決	53
○議案第18号の質疑、討論、採決	55
○散会の宣告	56

第 4 号 (3月16日)

○議事日程	57
○出席議員	57
○欠席議員	57
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	57
○職務のため出席した者の職・氏名	57
○開議の宣告	58
○議案第19号の質疑、討論、採決	58
○散会の宣告	87

第 5 号 (3月17日)

○議事日程	89
○出席議員	89
○欠席議員	89
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	89
○職務のため出席した者の職・氏名	90
○開議の宣告	91
○議案第20号の質疑、討論、採決	91
○議案第21号の質疑、討論、採決	91
○議案第22号の質疑、討論、採決	95
○議案第23号の質疑、討論、採決	95
○議案第24号の質疑、討論、採決	96
○議案第25号の質疑、討論、採決	97
○議案第26号の質疑、討論、採決	97
○陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	98
○請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	99
○議員派遣の件	100
○日程の追加	100
○発委案第1号～発委案第2号の一括上程、説明	101
○発委案第1号の質疑、討論、採決	102
○発委案第2号の質疑、討論、採決	103
○閉会中の継続調査の申出について	103
○村長の挨拶	104
○閉会の宣告	104
○署名議員	107

中島村告示第5号

令和2年第1回中島村議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年2月25日

中島村長 加藤 幸一

記

1 期 日 令和2年3月6日 午前10時

2 場 所 中島村役場議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番	菅	野	昇	君	2番	椎	名	康	夫	君	
3番	小	室	重	克	君	4番	小	林	均	君	
5番	小	松	公	雄	君	6番	小	室	辰	雄	君
7番	木	村	秋	夫	君	8番	藤	田	利	春	君

不応招議員（なし）

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和2年第1回中島村議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年3月6日(金) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 議案の上程、提案理由の説明(諮問第1号から議案第26号まで)
日程第 6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

出席議員(8名)

1番	菅野昇君	2番	椎名康夫君
3番	小室重克君	4番	小林均君
5番	小松公雄君	6番	小室辰雄君
7番	木村秋夫君	8番	藤田利春君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	加藤幸一君	副村長	吉田政樹君
教育長	面川三雄君	総務課長	木村修君
会計管理者兼 税務課長	久保田利男君	住民生活課長	小林隆君
建設課長	齋藤満君	保健福祉課長	藤田幸江君
学校教育課長兼 生涯学習課長	矢吹勝人君	企画振興課長兼 農業委員会 事務局長	本間俊一君

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 相楽高德 書記 真船優

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまから令和2年第1回中島村議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） 出席議員は、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤田利春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番、小松公雄君、6番、小室辰雄君を指名します。

◎会期の決定

○議長（藤田利春君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、お手元に配付した会期案により、本日から3月17日までの12日間にした
いと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、今定例会の会期は本日から3月17日までの12日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（藤田利春君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中の主な議会関係事項について、報告を申し上げます。

去る2月17日に、西白河地方町村議会議長会が開催され、私が出席してまいりました。

提出議案は、令和2年度西白河地方町村議会議長会事業計画及び歳入歳出予算等で、異議なく承認されました。

2月21日には令和2年第1回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会が開催され、私と小室辰雄議員が出席してまいりました。

提出議案は、白河地方広域市町村圏整備組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、ほか条例2件、矢吹消防署庁舎本体工事契約請負の一部変更の1件、動産の取得1件、令和元年度一般会計及び水道用水供給事業会計補正予算並びに令和2年度一般会計及び水道用水供給事業会計予算等で、原案のとおり承認されました。

2月25日には、福島県町村議会議長会第2回定期総会が開催され、私が出席してまいりました。

主な内容は、平成30年度会務報告、決算の認定及び令和元年度一般会計補正予算並びに令和2年度事業計画及び一般会計予算が提案され、原案のとおり承認されました。

次に、議員派遣の報告を行います。

4番、総務教育常任委員会委員長、小林 均君より議員派遣についての報告の申出がありましたので、これを許します。

4番、総務教育常任委員会委員長、小林 均君。

〔総務教育常任委員会委員長 小林 均君 登壇〕

○総務教育常任委員会委員長（小林 均君） 総務教育常任委員会より議員派遣の報告をいたします。

令和元年度町村議会議員研修会が去る1月27日、郡山市のビッグパレットふくしまにおいて開催され、本村議会議員全員で参加してまいりました。

研修会は2名の方の講演でありました。

初めに日本の政局・政治のゆくえと題し、時事通信社解説委員、山田恵資氏の講演がありました。山田氏は時事通信社に入社し、中曽根首相番を皮切りに、要職にある国会議員を担当し、現在、時事通信社解説委員として活躍されており、現在の政局・政治のゆくえについて話題となった、桜を見る会、IR関連や次期総理など、様々な観点から、また、これまでの経験からのお話でありました。

次に町村議会の現状と課題と題し、町村議会の役割と議員報酬・定数の在り方について、明治大学政治経済学部地域行政学科長・教授、牛山久仁彦氏の講演がありました。

住民を代表して民意を集約し、行政統制と政策立案を実現する議会が求められているが、地方議会では定数削減や報酬削減などにより、議員の成り手不足が加速しているということでもあります。

住民に理解される議員、住民と共に歩み、協働する議会に向けた自治体、議会の取組が必要であるなどのお話を聞くことができ、大変有意義な研修でありました。

続きまして、西白河地方町村議会議員研修会が去る2月5日、泉崎村保健福祉センターにおいて開催され、本村議会議員全員で参加してまいりました。

初めに、西白河地方町村議会の自治功労者表彰が行われ、泉崎村から2名、西郷村から2名の方々が受賞さ

れました。

講演は、講師に政治アナリストの伊藤惇夫氏を迎え、これからの政局・政治展望という演題で行われました。伊藤氏におかれましては、1973年、自民党本部に勤務され、以降、新進党事務局、民生党事務局長を歴任され、現在は、政治アナリストとして活躍され、テレビ番組にも多数出演されて、活躍されております。

田中角栄語録や名だたる政治家、次期総理などについて、独自の観点、視点から鋭く、また分かりやすくお話をいただいて、今後の議員活動の参考となる、大変有意義な研修でありました。

以上で、議員派遣の報告を終わります。

○議長（藤田利春君） これで、議員派遣の報告を終わります。

その他、閉会中の議会関係事項等は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

次に、本日までに受理した請願（陳情）は、会議規則第91条及び第92条の規定により、お手元に配付した請願（陳情）文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたのでご報告いたします。

続いて、村長から提出のあった議案、監査委員から報告のあった例月出納検査結果報告、また、今期定例会に説明のため出席を求められた者、委任を受け出席する者はお手元に配付した印刷文書のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（藤田利春君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 皆様、改めましておはようございます。

本日ここに、令和2年第1回中島村議会定例会の開会に当たり、議員の皆様方には大変お忙しい中、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、報告に入ります前に、ただいま村議会議員として、長年にわたり地方自治の発展に功績があったことが認められまして、全国自治功労者表彰を受賞されました藤田議長に改めてお祝いを申し上げますとともに、ますますのご活躍をご期待申し上げます。

それでは、行政報告に入らせていただきます。

現在猛威を振るっている新型コロナウイルスは、日本各地で感染者が出ており、今や全世界に広がりを見せています。幸い県内での発症は見られていないものの、いつ感染者が出てもおかしくない状況にあります。

村では2月19日、村長を本部長とする中島村新型コロナウイルス感染症関連対策本部を立ち上げ、対応に当たっているところです。

感染拡大の防止の観点から、小中学校については、国からの要請を受け、3月4日から春休みに入るまでの間、臨時休業とするとともに、卒業式や卒園式の規模縮小などの対応をとることとしました。

また、生涯学習センター輝ら里や福祉センター等については、利用の制限や臨時休館、村主催のイベントや各種会議については、実施方法の変更や延期などを含め、対応しているところであり、早期の終結を願うものです。

さて、東日本大震災から間もなく9年が経過しようとしております。公共施設や道路等のインフラについては、復旧整備が完了し、震災以前の状態を取り戻しております。

しかし、風評被害については、まだまだ多くの問題を抱えており、今年に入り、東京電力福島原子力発電所敷地内にある汚染水処理の議論がなされ、その処理方法によっては、新たな風評被害を招くおそれを危惧しているところです。

村内の除染対策事業については、現在進めている森林再生事業、道路等側溝堆積物処理・支援事業の早期完了を目指すとともに、仮置場の用地返還に向けた事務を進めてまいりますので、議員各位のさらなるご協力、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

次に、令和元年度におけるこれまでの行政執行状況を申し上げます。

1月11日土曜日には、中島村成人式が開催され、新成人65名に成人証書を手渡し、成人のお祝いをいたしました。日本人としての誇りと国際的な視野を持ち、将来の中島村を担う人材として成長することを期待いたします。

2月23日日曜日、生涯学習センター輝ら里において、中島村文化講演会が開催されました。

講師として、笑点大喜利メンバーで落語家の林家三平さんを迎え、笑いと人生と題し、講演をいただきました。

今年で噺家生活、30周年を迎えられた三平師匠は、落語の道を志すようになったきっかけや、落語家の階級などを面白おかしく話したり、元気に長生きするための脳活性化体操を伝授するなど、来場者参加型の講演となりました。

大勢の方々に来場していただき、終始笑いの絶えない大変有意義な講演会が開催できたことに感謝申し上げます。

次に、工事及び事業関係についてであります。

農林業関係ですが、多面的機能支払交付金事業については、8地区全て事業が完了し、補助金も交付済みとなっており、福島森林再生事業についても年度内完了の予定です。

道路整備関係では、社会資本整備交付金事業の、御蔵場本法寺線、滑津後山線、狭あい道路整備等促進事業の二ツ山入江地区、岡ノ内地区、道路舗装長寿命化事業の岡ノ内小針線については、それぞれ工事を発注しております。

道路等側溝堆積物撤去処理・支援事業では、岡ノ内、小針、代畑及び松崎地区について、12月、委託業務を発注しております。

原山地区分譲地造成工事については、現在進めているところですが、3区画を先行販売することとし、3月2日から募集を開始しております。

台風19号による被害として、農林水産業施設の災害については、12月より国の災害査定が始まり、農地災害復旧事業、農業集落排水処理施設災害復旧事業の16地区の補助が認められ、春の営農再開に向け、農地災害復

旧工事を発注したところです。残る農業集落排水処理施設、単独の農地災害復旧事業についても、順次発注する予定です。

繰越明許となるものが9件あります。

繰越しの主な理由としましては、春の営農再開に向け、災害復旧事業を優先させるため、繰り越すものです。

総務費で、電柱移転に伴うIRU共架移転事業163万4,000円、衛生費、中島村仮置場建設発生土運搬事業1億3,794万4,000円、農林水産業費、担い手づくり総合支援事業5,052万9,000円、土木費、社会資本整備総合交付金事業7,894万3,000円、狭あい道路整備等促進事業5,900万円、道路等側溝堆積物撤去処理・支援事業2億4,100万円、道路舗装長寿命化事業2,712万2,000円、教育費で、学校給食センター建設事業4億9,890万3,000円、災害復旧費で、災害復旧事業1,188万8,000円、その他の工事や委託業務については、順調に進捗しており、年度内完了予定であります。

以上、行政報告といたします。

○議長（藤田利春君） 以上で行政報告を終わります。

◎諮問第1号～議案第26号の一括上程、説明

○議長（藤田利春君） 日程第5、議案の上程を行います。

諮問第1号から議案第26号までの28議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは本定例会に提案いたします議案についてご説明いたします。

諮問2件、条例の改正10件、令和元年度一般会計及び特別会計の補正予算8件、令和2年度当初予算8件、合わせて28議案であります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

現人権擁護委員の有松徳一氏が、令和2年3月31日をもって任期が満了となります。

引き続き有松徳一を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

諮問第2号についても、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本村では現在2名の方が法務大臣から委嘱され、人権擁護委員として活動されていますが、福島地方法務局長より本村区域内に置かれる人権擁護委員1名の増員依頼があり、候補者を推薦するものです。

新たに小針弘美氏を人権擁護委員の候補者として、法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

議案第1号は、中島村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例であります。

母子保健法に基づき、母子健康包括支援センターが行う事務に関し、特定個人情報を活用できることとなることから所要の改正するものです。

議案第2号は、中島村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例であります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図る関係法律の整備に関する法律の改正に基づく改正及び個人番号カードを利用し、コンビニ等の多機能端末機で印鑑証明書が交付できるよう改正するものです。

議案第3号は、中島村職員定数条例の一部を改正する条例であります。

地方公務員法が改正され、改正された条項と整合を図るため、所要の改正をするものです。

議案第4号は、議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

福島県人事委員会勧告に基づき、議会議員の期末手当の支給率を改正するものです。

議案第5号は、中島村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

地方公務員法の改正により、社会教育指導員が非常勤の特別職に該当しない職であることから、改正するものです。

議案第6号は、村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。

福島県人事委員会勧告に基づき、村長等の期末手当の支給率を改正するものです。

議案第7号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

福島県人事委員会勧告に基づき、職員手当の一部を改正するものです。

議案第8号は、中島村手数料徴収条例の一部を改正する条例であります。

各種証明書をコンビニ等の多機能端末を利用し申請する場合、手数料を徴収するよう改正するものです。

議案第9号は、中島村介護保険条例の一部を改正する条例であります。

消費税引上げに伴い、低所得者の保険料軽減を図るため、所要の改正をするものです。

議案第10号は、中島村村営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。

民法の一部を改正する法律により、連帯保証人の補償限度額等について、所要の改正するものです。

次に、各会計の補正予算について説明申し上げます。

議案第11号は、令和元年度中島村一般会計補正予算（第6号）であります。

既定予算から、8,175万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額を39億8,952万4,000円とするものです。

歳入の主なものは、村税1,161万9,000円、地方交付税6,124万8,000円、諸収入1,574万5,000円、村債4億1,750万円をそれぞれ増額補正し、自動車取得税交付金120万2,000円、分担金及び負担金286万5,000円、使用料及び手数料164万3,000円、国庫支出金3,192万3,000円、県支出金2億497万9,000円、寄附金1,075万5,000円、繰入金3億3,474万2,000円をそれぞれ減額補正するものであります。

歳出の主なものは、総務費4,967万9,000円、民生費6,065万3,000円、衛生費3,758万9,000円、農林水産業費3,943万5,000円、土木費1億5,135万4,000円、災害復旧費2億138万5,000円をそれぞれ減額補正するものです。

消防費の広域圏負担金997万2,000円、教育費の給食センター建設事業関係経費4億9,890万3,000円の増額補正を除いては、大半が事業精査による額の確定により減額補正するものであります。

議案第12号は、令和元年度中島村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。

既定予算から446万5,000円を減額補正し、総額を6億717万1,000円とするものであります。

歳入については、諸収入51万8,000円を増額補正し、県支出金475万5,000円、繰入金27万4,000円を減額補正するものであります。

歳出にあつては、予備費91万5,000円を増額補正し、総務費80万9,000円、保険給付費457万1,000円をそれぞれ減額補正し、国民健康保険事業費給付金についての増減はありませんが、財源の移動を行うものであります。

議案第13号は、令和元年度中島村簡易水道特別会計補正予算（第4号）であります。

既定予算から374万円を減額補正し、1億9,399万7,000円とするものであります。

歳入については、使用料及び手数料147万4,000円、諸収入69万7,000円を増額補正し、繰入金591万1,000円を減額補正するものであります。

歳出にあつては、事業費の確定に伴い減額補正するものであります。

議案第14号は、令和元年度中島村土地造成事業特別会計補正予算（第3号）であります。

既定予算から378万2,000円を減額補正し、6,053万7,000円とするものであります。

歳入については、繰入金378万3,000円を減額補正し、歳出では予備費226万8,000円を増額補正し、土地造成事業費605万円を減額補正するものです。

議案第15号は、令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第5号）であります。

既定予算に158万1,000円を増額補正し、歳入歳出予算総額を2億7,943万8,000円とするものであります。

歳入については、繰入金248万円を減額補正し、使用料及び手数料88万3,000円、県支出金254万円、村債60万円を増額補正するものであります。

歳出にあつては、総務費6万3,000円、維持費151万8,000円をそれぞれ増額補正するものであります。

議案第16号は、令和元年度中島村墓地特別会計補正予算（第2号）であります。

既定予算から3万円を減額補正し、歳入歳出予算総額を572万5,000円とするものであります。

歳入については、使用料及び手数料3万円を減額補正し、歳出にあつては、予備費を10万円増額補正し、墓地事業費13万円を減額補正するものです。

議案第17号は、令和元年度中島村介護保険特別会計補正予算（第4号）であります。

既定予算から4,495万円を減額補正し、予算総額を4億4,691万6,000円とするものであります。

歳入については、国庫支出金352万8,000円を増額補正し、保険料22万円、支払基金交付金2,167万8,000円、県支出金244万5,000円、繰入金2,413万8,000円をそれぞれ減額補正するものです。

歳出にあつては、総務費20万9,000円を増額補正し、保険給付費4,400万円、地域支援事業費115万9,000円、それぞれ減額補正をするものであります。

議案第18号は、令和元年度中島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

既定予算に275万3,000円を増額補正し、4,642万2,000円とするものであります。

歳入については、繰入金14万9,000円を減額補正し、後期高齢者医療保険料286万1,000円を増額補正するものであります。

歳出にあつては、総務費36万2,000円を減額補正し、後期高齢者医療広域連合保険料等納付金307万4,000円を増額補正するものであります。

続きまして、各会計の当初予算について説明申し上げます。

議案第19号は、令和2年度中島村一般会計予算であります。

令和2年度中島村の一般会計予算は、総額で32億4,174万円となり、前年度当初予算と比較し、2億934万4,000円の減、率にして6.1%の減となりました。

当初予算の概要等についてご説明します。

歳入については、村税5億3,064万6,000円、地方譲与税2,730万9,000円、利子割交付金61万3,000円、配当割交付金140万1,000円、株式等譲渡所得割交付金60万6,000円、法人事業税交付金263万4,000円、地方消費税交付金1億657万1,000円、環境性能割交付金62万3,000円、地方特例交付金459万6,000円、地方交付税11億2,159万4,000円、交通安全対策特別交付金1,000円、分担金及び負担金244万円、使用料及び手数料3,542万8,000円、国庫支出金2億2,559万円、県支出金2億9,962万5,000円、財産収入492万6,000円、寄附金600万1,000円、繰入金5億183万2,000円、繰越金1,000万円、諸収入2,192万円、村債3億3,738万4,000円となりました。

歳出については、議会費5,464万8,000円、総務費4億7,832万8,000円、民生費6億9,994万9,000円、衛生費3億4,186万7,000円、労働費3,000円、農林水産業費4億6,542万5,000円、商工費2,907万1,000円、土木費3億104万9,000円、消防費1億5,816万円、教育費4億7,284万5,000円、災害復旧費1万8,000円、公債費2億3,037万6,000円、諸支出金1,000円、予備費1,000万円となりました。

事業の主なものは、次のとおりであります。

総務費、財務会計システム更新業務委託1,670万円、役場新庁舎設計業務委託2,114万1,000円、ふるさと納税業務委託341万1,000円、番号制度対応業務1,116万5,000円。

次に民生費であります。介護給付費・訓練等給付費9,560万円、福祉センター管理運営委託料3,447万4,000円、輝らフィット指定管理運営委託料1,154万9,000円、子供医療費1,834万5,000円、児童手当8,643万円、保育所施設維持補修工事2,200万円。

次、衛生費、私的二次救急医療機関支援負担金300万円、予防接種経費1,723万6,000円、各種検診経費1,664万8,000円、除染対策事業委託1億370万円、衛生処理組合負担金（ごみ、し尿）4,805万3,000円。

次、農林水産業費、水田利活用促進事業交付金820万5,000円、農道改良工事費1億1,000万円、農業次世代人材投資資金375万円、小針地区グラント整備工事214万1,000円、多面的機能支払交付金2,328万7,000円、ふくしま森林再生事業委託6,661万9,000円。

次、商工費、商工会補助金500万円、プレミアム商品券発行事業補助金283万円。

次に土木費、急傾斜地対策事業負担金569万円、狭あい道路整備等促進事業7,075万円、社会資本整備総合交付金事業3,500万円、道路舗装長寿命化事業2,800万円、分譲地周辺施設工事660万円。

次、消防費であります。消防ポンプ車購入2,046万円、常備消防負担金8,277万3,000円。

次、教育費、教科書改訂に伴う指導資料書821万3,000円、滑津小学校施設維持補修工事費684万9,000円、吉子川小学校施設維持補修工事費191万2,000円、中学校施設維持補修工事1,018万2,000円、中学校修学旅行負担金767万円、小中学生英語検定試験受験補助金19万2,000円、幼稚園遊具整備工事544万8,000円、児童館学習支援委託料254万1,000円、給食調理業務委託1,677万円です。

次、議案第20号は、令和2年度中島村国民健康保険特別会計予算であります。令和2年度中島村の国民健康

保険特別会計予算は、前年度比4.1%減の5億4,028万8,000円といたしました。保険給付費等を中心に予算を計上いたしました。

議案第21号は、令和2年度中島村簡易水道特別会計予算であります。

令和2年度中島村の簡易水道特別会計予算は、前年度対比39.1%増の2億7,230万6,000円といたしました。主に維持管理、償還に伴う予算計上ですが、道路工事に合わせた配水管布設の工事費を計上いたしました。

議案第22号は、令和2年度中島村土地造成事業特別会計予算であります。

令和2年度中島村の土地造成事業特別会計予算は、前年度対比61.8%減の2,454万5,000円といたしました。昨年造成工事が終了したことから、販売にかかる経費を計上しております。

議案第23号は、令和2年度中島村農業集落排水処理事業特別会計予算であります。

令和2年度中島村の農業集落排水処理事業特別会計予算は、前年度対比0.8%増の2億5,128万円といたしました。

主に維持管理と償還に伴う予算計上ですが、吉子川及び滑津原地区機能強化関係の経費を計上いたしました。

議案第24号は、令和2年度中島村墓地特別会計予算であります。

令和2年度中島村の墓地特別会計予算は、前年度対比9.8%増の509万6,000円といたしました。

二ツ山墓地の維持管理に係る予算を計上しました。

議案第25号は、令和2年度中島村介護保険特別会計予算であります。

令和2年度中島村の介護保険特別会計予算は、前年度対比1.9%増の4億6,688万6,000円といたしました。保険給付費等を中心に予算を計上いたしました。

議案第26号は、令和2年度中島村後期高齢者医療特別会計予算であります。

令和2年度中島村の後期高齢者医療特別会計予算は、前年度対比12.2%増の4,879万5,000円といたしました。広域連合保険料等納付金を中心に予算計上いたしました。

以上概要を申し上げましたが、特別会計においては、その事業目的に応じた予算編成となっております。

村では今後老朽化を迎える公共施設の長寿命化を図るための維持管理や更新を適切に行うため、平成28年度公共施設等総合管理計画を策定し、計画のもと学校給食センターについては、令和元年度、国の事業採択を受け補助事業に着手したところで、令和3年の完成を目指しております。

新年度は、村道や農道の長寿命化事業に取り組むとともに、昭和38年建設の分庁舎を含む役場庁舎の改修のため実施設計に取り組み、耐震化や利便性の向上に取り組んでまいります。

さらに、幼稚園・保育所の無料化を継続し、子供・子育て支援対策を充実強化するとともに、児童館輝らキッズでの学習支援、健康づくり交流センター輝らフィットにおける、高齢者の介護予防と福祉の向上、一般住民のためのフィットネスを通じた健康維持増進にも取り組んでまいります。

議員の皆様のご協力、ご支援を心よりお願い申し上げます。

なお、詳細については、担当課長をして補足説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藤田利春君） 村長から担当課長をして議案の補足説明の申出がありましたので、これを許します。

[担当課長細部説明]

○議長（藤田利春君） お諮りいたします。ここで、11時20分まで休議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、11時20分まで休議いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） お諮りいたします。ここで13時05分まで休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、13時05分まで休議いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時05分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） お諮りいたします。ここで14時10分まで休議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、14時10分まで休議いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時10分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） お諮りいたします。ここで15時20分まで休議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、15時20分まで休議いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時20分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） 以上で、議案の上程、提案理由の説明を終わります。

〔「議長」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） 動議を提出いたします。

議案調査のため、暫時休議することを望みます。

○議長（藤田利春君） ただいま、7番、木村秋夫君より議案調査のため休議の動議が提出されました。

お諮りします。動議のとおり休議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、これより15時45分まで、議案調査のため休議いたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時45分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎諮問第1号の採決

○議長（藤田利春君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

お諮りします。人権擁護委員候補者の推薦意見については、適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本議会の意見は適任とすることに決しました。

◎諮問第2号の採決

○議長（藤田利春君） 日程第7、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
お諮りします。人権擁護委員候補者の推薦意見については、適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。
したがって、本議会の意見は適任とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（藤田利春君） これで本日の日程は全て終了しました。
次回会議は3月10日午前10時に開会しますので、ご参集願います。
全員起立。
本日はこれにて散会とします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時46分

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和2年第1回中島村議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年3月10日(火) 午前10時開議

日程第 1 一般質問

5番 小松公雄 議員

日程第 2 議案第 1号 中島村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第 2号 中島村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 3号 中島村職員定数条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 4号 議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 5号 中島村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 6号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 8号 中島村手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第 9号 中島村介護保険条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第10号 中島村村営住宅管理条例の一部を改正する条例

出席議員(8名)

1番 菅野昇 君	2番 椎名康夫 君
3番 小室重克 君	4番 小林均 君
5番 小松公雄 君	6番 小室辰雄 君
7番 木村秋夫 君	8番 藤田利春 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長 加藤幸一 君	副 村 長 吉田政樹 君
教 育 長 面川三雄 君	総 務 課 長 木村修 君
会計管理者兼 税 務 課 長 久保田利男 君	住 民 生 活 課 長 小林隆 君
建 設 課 長 齋藤満 君	保 健 福 祉 課 長 藤田幸江 君
学校教育課長兼 生涯学習課長 矢吹勝人 君	企画振興課長兼 農業委員会 事 務 局 長 本間俊一 君

職務のため出席した者の職・氏名

事務局 長 相 楽 高 徳 書 記 真 船 優

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎一般質問

○議長（藤田利春君） 日程第1、一般質問を行います。

発言は通告順に行います。

◇ 小 松 公 雄 君

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君の質問を許します。

5番、小松公雄君。

[5番 小松公雄君 登壇]

○5番（小松公雄君） おはようございます。

明日で東日本大震災より9年になりますけれども、それを覆い尽くすような今コロナウイルスで、一日の大半をテレビが潰しているというような状況であります。一日も早い収束を願うばかりであります。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

昨年の台風19号では過去に例のない大雨に見舞われ、その結果、床下床上浸水を含め大きな被害を被りました。最近台風が大型化し、あるいはゲリラ豪雨などの水害の危険度が高まっています。このような状況の中、国や県に依存するだけでなく、村独自の対策を考える必要があると思われまます。例えば、元村配水場にすぐに使えるように土のうを一定量用意しておくとか、自前の大型揚水ポンプを何台か備えて、排水訓練を定期的に行うなど、同じ被害を受けないためにあらゆる手だてを講じるべきと考えますが、村長の考えをお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

[村長 加藤幸一君 登壇]

○村長（加藤幸一君） 改めましておはようございます。

通告に基づきまして、小松公雄議員のご質問にお答えします。

昨年の台風19号は顕著な災害をもたらした自然現象であるとして、令和元年東日本台風と命名されました。

当村においても多大な被害がありましたが、稲わらについては撤去が完了し、その他農業施設等についても春の作付に向け懸命な復旧工事に取り組んでいるところであります。

今季の冬は異常とも思える暖冬であり、今後も豪雨や台風被害が心配されるところであります。

さて、ご質問の水害対策についてでございますが、先の12月定例会でも申し上げましたが、速やかな大型排水ポンプ設置の体制づくりや河川改修と堤体かさ上げを引き続き国・県に対し要望してまいります。

河川改修や排水路整備、あるいは防災倉庫設置等、膨大な財源措置が必要な事業については、国・県の補助金を活用して整備を図ってまいりたいと思います。

水防資材や避難所誘導看板の設置等、消耗資機材の整備については順次進めており、ハザードマップについても新年度で作成予定です。

また、経験を踏まえた土のうの準備についてでございますが、昨年の被災後に各消防屯所に袋を配備いたしました。さらに、岡ノ内集落前の旧配水場には土のう300袋を備蓄予定であります。

次に、水中ポンプの備えについてでございますが、緊急時の設置や操作方法等の専門性を考慮し、事業者委託で対応し、安全性を確保した水防活動に努めてまいりたいと思います。

大事なことは、村民の安全性確保が第一であり、そのためにも早めの避難準備情報発令と避難所開設の周知を図ります。昨年の被災後の消防団幹部検証でも早めの避難活動が挙げられており、浸水区域の孤立世帯解消に努めてまいります。

また、村民皆様方の自助・共助意識の向上を図るため、消防団防衛訓練に併せた各行政区住民参加による防災訓練を実施していくことが、地域連携による自主防災組織の設立につながるものと考えます。

村で取り組めるところは早急に整備するとともに、河川改修等については引き続き国・県への要望をしてまいりますのでご理解をお願いします。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 質問の内容を見ていただければ感じるところがあると思うんですけども、これは地元の、被災地域の地元の議員が再三、被害に遭う前から、あるいは遭ってから再三質問している内容であります。

狭い地域なんです、被災した地域も。そんなに、例えば浅川町、石川町みたいに流域全部とか、そういう大がかりな被害じゃないわけで、当然あそこにポンプを何台あればとかと、初動の避難じゃなくて、被害を免れるような動きができるんじゃないか、そのためにはやっぱり自前のポンプが、それも結構大型なポンプが必要なんだろうと思っています。

さっきも言いましたけれども、地元の議員さんはみんなある種の使命感を持って質問しているわけです。やっぱりここが大体被害を受けるところだと、それぞれ皆さん自覚して。そういう思いにも応えるべく、やっぱりやるべきだと思います。

当初予算を見ると、来年度予算見ると、それも上がっていないと。じゃ、もし同じのが来たら、もし今年あるいは来年来たら、最初また、じゃ同じようなことをただ繰り返すだけなのかという話になっちゃいます。じゃ、その建設会社、委託した会社が本当に持っているのかと。その辺はどうなのでしょうね、やっぱりリース会社から調達してくるとか、そういうところの情報はどの程度把握しているんですか、ちょっとお伺いしま

す。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） ただいまの質問でありますけれども、被災地域は限定的でそんなに大きい地域ではないということで、これまでも複数回にわたった被災を受けているということで、地元出身の議員もこれまで質問されてきたということは私も十分承知しております。

この氾濫の一番の原因というのは、まず、阿武隈川の河川改修が進まないと同じような被害が発生することは想像されるということであります。

昨年の12月の小室辰雄議員の一般質問にもありましたけれども、排水ポンプの設置はどう考えているんだというような話がありました。排水ポンプの設置については、台風19号で降った288ミリの内水を排水するのには、口径200ミリの排水ポンプが6台から7台必要だというような大まかな計算でありますけれども、業者に聞きますとそのくらいのポンプを設置しないと排水できないというような情報を得ております。果たしてこれが可能なかどうかということも考えると、費用的には相当かかると思います。

国のほうも、台風19号の被災状況等から内水氾濫に対する予算措置を、対策を取る上での予算措置を今後検討していくというような情報もありますので、そういったことも含めながら、国と検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、当時のことを振り返ってみますと、何といたしましても消防団の安全の確保というのも考えなくてはなりません。ああいう氾濫の中で消防団に重機を使ってポンプを設置させる、そしてそこに発電機を設置させるというのが果たして適当かどうかということも考えると、なかなか難しいなと思った次第であります。国のほうの、できれば固定式のポンプを設置していただいて、いざというときにはスイッチ一つで排水ができるような体制が取ればよいなと思っております。

しかし、何といたしても根本的には、やはり阿武隈川と泉川の合流地点から下流の河川改修をしないと、やはり水位が上がったときに内水が排水できないという状況になります。そういったことも含めて、今、県のほうも滑津橋付近で河道掘削をして、流れをよくしようというような工事をやっておりますけれども、根本的にはやはり鷹ノ岡地区の河川改修というのが一番の課題になってくるのかなと思っております。ただ、小松議員のほうからお話がありましたように、村で取れる対策は十分村で取っていくべきだということは、それは私も全く同じ考えでありますので、土のうの準備とか、それから消防団の装備等についても今準備をしているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 逐次陳情したり、あるいは考えているのはある種当然のことで、それはもう考えているのは十分承知なんですけれども、当初の初動の排水をして、避難する時間だとか、あるいはもちろん二百何十ミリが一遍に降るわけじゃないんで、やっぱり初動の体制が大事だと思っております。そんなことも含めて、少なくとも今回被害に遭った方々、あるいはあの周辺の方々の不安を少しでも取り除くべく努力すべきだと思っております。同じことを少しでも軽減する内容に、少しでも軽減するような努力をしていただきたいと思います。

最後になんですけれども、ポンプの常設とか、あるいは設置するでも、消防団がやっぱり早めにやるのが大事です。それで逃げることも大事で。そんなことも含めてぜひ考えていただきたい。特別ばかでかいんじゃないけども、当初の動きで被災者が、例えば、前はほとんどの人、家に2階があって垂直避難ができたということなんですけれども、もしあれが平家だったらと思うとぞっとするようなところもありますし、少なくとも避難するだとか、あるいはそういう意味での時間稼ぎもできるんじゃないかと思っています。ぜひ、ぜひじゃなくで必ず、そんなことを考えていただいて、実現に向けていただきたいと思っています。

以上で終わります。

○議長（藤田利春君） 以上で、5番、小松公雄君の質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第2、議案第1号 中島村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第3、議案第2号 中島村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第4、議案第3号 中島村職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第5、議案第4号 議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第6、議案第5号 中島村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） この間の、この間のというか、条例の説明の中で、総務課長のほうから別表社会教育指導員の項を削るといふようなことで説明があったわけなんですけど、非常勤から除外されるんだというふうな簡単な説明でありましたが、ちょっと詳細について説明をお願いします。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの質問にお答えします。

今般、地方公務員法が改正されて、非常勤の特別職について少し改正がございました。非常勤の特別職というのは、法律に基づくもの及び条例、規則等に定めるものについては非常勤の特別職というふうなことに変わります。現在は、村長であったり教育委員会が任命する、または委嘱するものについては非常勤の特別職というふうなことになってございます。

今般、社会教育指導員でございますが、現実的には月8万6,500円という報酬でございます。ですが、現実的に今公民館で働いている方については、生涯学習推進員というふうな、指導員という形で雇用しているわけでございますが、実質的には臨時職員と同じ賃金体系で雇っております。そうしますと、月額8万6,500円よりも好条件で雇用されているわけでございます。ですから、新たに雇用されるものとしては社会教育指導員よりも臨時職員で雇用されたほうが有利というふうなことでございますし、募集するに当たりまして、社会教育指導員よりも臨時職員ということで募集したほうが人は集まりやすいというふうなことで、この社会教育指導員という仕事自体は、内容については、現在も生涯学習推進指導員という方は仕事なさっていらっしゃるんですけど、現実的に賃金等鑑みれば、条件のいい臨時職員で採用してあげたほうがいいというふうなことになりますので、今後についてはこの社会教育指導員というの是非常勤の特別職から除外したいというふうなことで、今回の条例の改正の提案でございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 以前、社会教育指導員ですね、学校の校長先生が退職されてこの指導員、補助事業だったと思うんですが、国からの補助金か、そういったものを村のほうで受けてそれを充てると、賃金に充てるといふような方法を取ったと思うんですが、これに関してはもう補助金とかというものは、もうなくなったというふうに考えてよろしいんですか。現在、そういった補助金はこの指導員、今、生涯学習指導員というふうな話をされましたが、そこには補助金は一切使われていないというふうなことでよろしいですか。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問でございますが、社会教育指導員というのは法的に規定されている職、身分ではございませんで、昭和47年に文部科学省が社会教育の発展のためにそういう社会教育指導員を置いて、社会教育活動の充実を図るといふことで補助金制度を設けたときにできた職名でございます。その当時は補助金出ていたんですが、いつから出なくなったかちょっと資料が手元にはございませんので、ちょっとお答えできませんが、現在はその補助制度はございません。村単独でそれについては出しなさいよということにな

っておりますので、現在は補助がないというようなことでございます。

現在採用しています生涯学習指導員についても、その補助はもう、その補助制度自体がありませんので、それについては活用しておりません。村単独の事業費というようなことでございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 分かりました。補助制度がなくなったというようなことであればの話なんです、村の一般財源で、単独事業費で賃金を出しているわけなんです。

そうすれば、そうするとなると村の負担が多くなるというようなことなんですけれども、これ来年から、この賃金に関しては任用職員とかといった、そういうふうな、そういった職員になるわけですね。そういった意味で、今度、先ほどお話しされた賃金自体が上がるというようなことなんです、私自身思うんですが、そういった補助金制度がなくなったということであれば、逆に若い職員を採用、これは話別になるわけなんですけれども、採用して職員として対応していったほうが、逆に言えば有利なんじゃないかなというふうに思うわけなんですけれども、その辺は今後検討するべき課題ではないかなというふうに思うんですけれども、その辺、これは村長のほうにお伺いしたほうがよろしいかもしれないんですが、採用の件に関しては。ここでの話になるわけではないんですけれども、一般的に考えてそういうふうな考え方にもなりますよね。実際村の負担が多くなるわけですから、それだったら、逆に職員を雇ったほうがいいのかという気は誰でも思うんじゃないかと思うんですけれども、その辺ちょっと、回答お願いします。

○議長（藤田利春君） 暫時休議します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 採用については、当然これはこの議題とは違いますので、今言ったような話で今後採用していただければというふうな考え方で、私のほうからは希望いたします。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございましたので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第7、議案第6号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第8、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第9、議案第8号 中島村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） それではお伺いいたします。

手数料を徴収する、コンビニ利用者に関してであると思いますが、これは1口当たり幾らぐらいの手数料になるのか、また窓口でやった場合とどの程度の差額があるのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

手数料につきましては、現在窓口業務で手数料を頂いているわけですが、そちらの手数料と同じです。例えば住民票の写しでしたら200円など、同じ金額で徴収することで調整しております。よろしく願いいたします。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） コンビニ利用者をもっと増えれば、スムーズにいけば、窓口業務も幾らか緩和されるのかと思ひまして、もしかしたらコンビニ利用すれば安くやれるのかと、そんな期待をしたわけですが、同額ということで内容は承知しました。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他質疑ありませんか。

3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 今回、コンビニの申請に伴う手数料を徴収するんだということで、令和2年4月1日から施行するというので提案がありました。

つきましては、例えば、令和元年についてはこの手数料に伴う収入がないのかどうか、その辺はちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

コンビニ交付システムが稼働する日、そして住民の皆様が利用開始できる日が4月1日でございます。その使用開始前に地方公共団体情報システム機構、コンビニと市町村の間を取り持つ機構なんですけれども、そちらと、あと今回システムの整備をしている請負業者と役場とで、実店舗試験というシステム稼働の試験と点検を行う作業がございます。その際にお金といいますか手数料を、点検のために利用料が発生しますが、それはあくまで試験ということで料金ではないということでの出し入れはございます。そのようにご理解願いたいと思います。

○議長（藤田利春君） 暫時休議します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時37分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 一般の方の徴収をするための条例の改正だということで了解しました。ありがとうございました。

○議長（藤田利春君） その他質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第10、議案第9号 中島村介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第11、議案第10号 中島村村営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） おはようございます。

条例の中ほどといたしますか、第11条の2項の中に、当該入居者決定者の入居に際して算出された家賃の12月

分に相当する額とありますが、この辺のこれは連帯保証人の額ですよ。何か日本語が難しく、これ12月の1か月ということですか。12月分の家賃の額。どう解釈すれば。書かれているのは12月分ですよ。12月分の家賃の額と認識してよろしいですか。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

こちら漢字で見ますと12月分ということで捉えられるんですけども、読み方としまして12つき分ということで、1年分ですね、1年間の分の家賃ということで理解をお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 日本語は読み方が難しいですよ。これ条例として残すのに、その字にというか、私は「ケ」という字が入っていれば一番、それで誰でも理解できるのかなと。とにかく日本語もなかなか私らも理解しないところがあるので、確認の意味で聞いたわけですけども。

続きまして、一番下にある42条第3項中の中の、年5分の割合、要はそれを法定利率に改めるとありますが、まずその改めるための根拠は何か。あとはその法定利息とは、実際、商法、民法ありますけれども、どっちを基準としてまた何パーセントにするのか。この辺の答弁をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の条例改正で年5分ということで規定されておりますが、こちらは民法の民事法定利率ということで謳えられておまして、こちらが実情に合っていないというような解釈の下と私は捉えてはおるんですが、こちらが3年おきとしまして法定利率を算定しております。こちらが令和2年4月におきまして一応3%という利率であります。こちらが次の改定利率が令和5年4月、こちらが基準利率が、算定式がありまして、そちらで算定しまして、数値が変動している場合については率が変わると。実情は3%から変更することはないだろうというような解釈で、今のところはおります。

それで、今度は公営住宅法のほうで第32条第3項にということで、こちらも利率の改正に伴う理由ということで記載されておりますが、こちらは入居後、退去した後ですね、空き家になっているところに不正入居者が入居していたというようなときに、この利率が適用されるということであります。法改正によりまして、こちらが法定利率で賠償ということで請求されるというような法改正であります。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 私は何で改正したんだと、現状にそぐわないと、そう言われると、幅広いからどういう答えなのかと、はっきり言って私は何か納得できないですけども。だって勝手なこと言えば、5%ですね、もともと利息が。それを3%、借りる人は3%下がったほうがいいですよ、間違いなく。ただ、5分といたらおかしいけれども、貸しているほうからしたら、今だってなかなか家賃滞納があるのが現状ですよ。そういうところでわざわざ下げる必要があるのかなというのは私の一つの意見として。意見としてですよ。

あとは法定利息にして、ただ一般的には普通民間だと14.6%までありますよね。それをほとんど、ただに近いといったらおかしいですけれども、3分の1で。これはその辺もうしようがないなと思うんですけれども、なぜ今になって本当、これから権利が実際の所、ことのけりがついていない状態ですけれども、こういう連帯保証人というのはある程度、何ていうのかな、鍵をかけるじゃなくて、ある程度人の、すっぽかさないとか、そういうところを完全に保証してくれるとか、そういう制度ですよね。それをわざわざ、今もって下げる必要があるのかなと。これはあくまでこれ、何でただ下げなくちゃならないかと、その理由だけですよ、本当の理由。今はただ国から下げろとか、そういう通達があったとか、そういう指導があったのか。これが分かれば、私は別に下がっても上がっても構わないと思いますけれども。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらは連帯保証人に対する利率の見直しではありませんので、あくまでも空き家に不法で入居していた方、そちらに対する賠償金といいますか、不正で占領していた分の賠償金を請求するときの利率を年5分から法定利率の利率で計算して請求するというような中身であります。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） もう一回だけよろしいですか。それは空き家だろうが何だろうが、とにかく今さら利率を下げるというのは何だということを私は言っているの。何で今頃下げるんだと。上げるなら分かるけれども、世の中いろんなことが、はっきり言って物価が上がっていますよね。その時代なのにもものを下げていくというのは、その根本的な理由は何だということですよ。

結局それ、県とか何か達しがあって下げなさいよとか、それは私が下げるための根本的な理由は何ですかというところが分かれば、それは何パーセントになってもそれはいいですよ、それ決めたものに対しては。それなりに執行すればいいことだから。その辺は、だけれども、ある程度ははっきりしないとまずいのかな。ただ中島村で単独で決めましたよとか。中島村で単独で決めましたよということでみんなが賛成すれば、私は要は反対もすることないし、そういうことです。

○議長（藤田利春君） 暫時休議いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時51分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの法改正であります、平成29年度の民法改正で令和2年4月1日から施行ということで、国のほう

から指示があったものに対する改正であります。その中に、年5分の割合をこれを法定利率に改めるということとで民法改正になっていることから、中島村の村営住宅の管理条例の一部を改正するものでありますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 了解いたしました。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 11条の3なんですけれども、不正入居者、例えば退去した後無断で入り込んだとかというその不正入居者の概念というか、どういう考え方なんだかちょっと聞かせてください。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらは、中島村においても福島県においても不正入居者の実例がありませんので、どういった概要というのは明確にお答えできない。ただ不法で入居していた者というような捉え方であります。実情がございませんので、具体的なことはちょっとご答弁できないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） ちょっと不正入居者に利率が幾らとか何とかというと、不正入居を認めるような形になるんじゃないかと思って、ちょっと質問してみました。分かりました。

○議長（藤田利春君） その他質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（藤田利春君） これで本日の日程は全て終了しました。

次回会議は3月12日午前10時に開会しますので、ご参集願います。

全員起立。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時54分

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和2年第1回中島村議会定例会

議事日程(第3号)

令和2年3月12日(木) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第11号 令和元年度中島村一般会計補正予算(第6号)
日程第 2 議案第12号 令和元年度中島村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第 3 議案第13号 令和元年度中島村簡易水道特別会計補正予算(第4号)
日程第 4 議案第14号 令和元年度中島村土地造成事業特別会計補正予算(第3号)
日程第 5 議案第15号 令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第5号)
日程第 6 議案第16号 令和元年度中島村墓地特別会計補正予算(第2号)
日程第 7 議案第17号 令和元年度中島村介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第 8 議案第18号 令和元年度中島村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

出席議員(8名)

1番	菅野昇君	2番	椎名康夫君
3番	小室重克君	4番	小林均君
5番	小松公雄君	6番	小室辰雄君
7番	木村秋夫君	8番	藤田利春君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	加藤幸一君	副村長	吉田政樹君
教育長	面川三雄君	総務課長	木村修君
会計管理者兼 税務課長	久保田利男君	住民生活課長	小林隆君
建設課長	齋藤満君	保健福祉課長	藤田幸江君
学校教育課長兼 生涯学習課長	矢吹勝人君	企画振興課長兼 農業委員会 事務局長	本間俊一君

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 相楽高德 書記 真船 優

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第1、議案第11号 令和元年度中島村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） それでは、早速質問に入らせていただきますが、大まかな災害復旧と防災減災に関して質問したいと思うんですが、最初に7ページの繰越明許のほうを見ていただきたいと思うんですが、私が質問したいのは、まず担い手づくり総合支援事業、それと一番下の災害復旧事業、その2点について、これからの予算関係のほうで防災減災のほうで質問というふうに思っていますが、分けて質問したいと思うんですが、最初に災害復旧事業の1,188万8,000円の繰越事業になりますが、具体的な内容説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

[建設課長 齋藤 満君 登壇]

○建設課長（齋藤 満君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの災害復旧事業であります。まず小災害復旧工事ということで捉えておまして、こちらが災害復旧工事13万以上から40万未満まで、もう一つ、一般単独災害としまして、こちら13万未満のもの、最後になりますが村単独、こちらは災害査定後に追加で災害箇所が発見されたものということで、この3つの事業ということで捉えております。

災害復旧の箇所としまして24か所ほど捉えているものであります。こちらにつきましては、災害の補助対象外、40万以上が補助対象となりますので、それ以外のものについて今回繰越するものであります。

なお、水耕、水田のほうで春先に影響が出ないように先行して水路等復旧工事を行いまして、それ以外、道路等、水田の作付に影響がない箇所についてはそれ以降、4月以降になっても復旧工事できますので、そういうことから今回繰越しをするものでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 村単独債の事業だということでした。

それで、工期を当然設定するようになると思うんですが、春先の農作業に影響ないということではいつ頃までの時期を工期として考えているのか、その辺もお示しいただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） それでは、工期についてのご質問ですが、今建設課のほうで考えておりますのは、6月30日頃までには完了させたいというふうに考えております。

こちらの工期の設定であります、当然水路等に水が流れてきますと作付の作業が入ります。そして、その後には田植等がありますと復旧作業に、ちょっと作付に影響が出る可能性がありますので、時期をずらして田植が終わった後行いたいということから、基本的には6月30日ぐらいということで捉えております。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） よろしくお願ひします。

それで、今課長のほうから言われたとおりなんです、田植時期をずらすような方もいると思うんですね、中にはそういった水が、水路がまだできてないということで、そうすると種まきの時期なんかもずらさなくちゃならないというようなことも考えられますので、対象になるような方がいらっしゃいましたら、やはりそういったところの連絡というものを密に考えていかないと、後ほど種をまいたのに何だ、田植できないんだというふうな話もあり得ると思いますので、その辺も十分注意しながら対応していただきたいというふうに思います。

それで、繰越の担い手のほうはちょっと最後に質問したいと思うんですが、災害復旧工事で14ページ、一番最後の分担金309万6,000円ほど減額というようなことなんです、当初382万6,000円、実額73万程度が分担金として徴収されるというふうになると思うんですが、この対象者、どういった方が対象になっているのかと、あと何件くらいあったのか、その辺ちょっとお願ひします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問の農業費分担金ですが、村の考えとしましては、この分担金は取らないというような考えでおります。当初382万6,000円ほど分担金が発生するというふうな算定をしておりました。今後、災害査定と工事を発注していきまして、最終的な金額として73万ほど分担金が発生するというような計算になっておりますが、こちらにつきましては分担金の免除ということで条例改正させていただきます、村長の判断の下、こちらについては免除するというような考えの下、今進んでおります。

件数で行きまして、詳細なものはちょっと手元にございませぬが、個人的に該当する方については水田の災害箇所、そちらが該当になってくるというふうに捉えております。詳細な件数につきましては、ここではちょっと資料が手元にございませぬので、答弁を差し控えさせていただきますと思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 後ほど資料を提出いただきたいと思ひます。今の73万、最終的に減免するんだというふうな話があったわけなんです、減免するとなれば全額本当に落としてもいいような気はするんですけれども、

なぜ73万だけ残すのかということになるんですけども、よろしくお願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問であります。こちらは災害の金額を算定するときに分担金というのを徴収することになっております。その後に免除するとか、そういったものが後々出てくるわけでございますので、金額的にはどうしてもこの73万が発生しているということで予算書に計上しまして、調定のほうは行わずに73万が実質個人負担分が出ていましたと、その後に減免のほうをされたので徴収していませんというようなことから予算計上したものでありますので、そこら辺ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） そうすると、最初に徴収をしちゃったということですね。徴収をしちゃって、その後に減免したということ。そうじゃないですか、してない。これからあるということ、3月までに、しなければ何かみんな落としてもいいような、全て減免するのであれば何かみんな落としてもいいような気がするんですが。

○議長（藤田利春君） 暫時休議をお願いします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 分かりました、了解しました。

続いてなんですが、20ページの一番下の部分にある災害復旧県補助金1億6,699万7,000円、約1億6,700万円ですね、大分減額になっているんですが、それと併せて一番最後のページにありますこの工事請負費1億7,600万、この歳出と歳入の部分だと思うんですけども、これについて減額の理由をお願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちら、歳出と歳入ということで関連していますので、歳出のほうからご説明させていただいて、そちらがそれに伴いまして収入のほうが減額になったということでご理解いただきたいと思います。

まず、65ページをお開きください。

こちら、一番下段にあります農業施設災害復旧費、工事請負費であります。1億7,633万2,000円の減、こちらのまず工事費の算定根拠等をご説明させていただきたいと思います。

まず、災害査定額の算定をするに当たりまして、村としまして大小関わらず詳細に箇所を計上し、それぞれの概算被害額を算定しておりました。工事費につきましても、同じく箇所ごとに最大の復旧額として概算工事費を出しておりました。災害査定を受ける際に災害査定基準というものがありまして、そちらに併せて箇所及

び工事の行使など、設計、積算をした結果、概算工事費と差が出たということでもあります。

まず、減額になった主なものというのが3点ほどあります。まず1つ目、大欠堰の頭首工というのが災害復旧ということで見ておりました。こちらは県南農林事務所と打合せを行いまして、こちらの災害はやらなくていいよということでストップがかかっております。こちらの概算工事費としまして6,650万ほど予定をしておりました。

もう一つ目、2点目ではありますが、松崎の中井地区の水田にたまりました、堆積しました土砂、こちらの撤去費用であります。当初冠水した面積全てを計上しておりました。土砂の堆積が災害査定時において5センチ以上の堆積物がないとそこは対象にならないということになっております。そのことから当初8,800万円を予定しておりましたが、実質400万まで減額されたということでもあります。

最後であります、ほかの水路、道路、畑などの詳細設計を行った結果、概算工事費より低くなったため、その差が大きかったということから、今回1億7,633万2,000円の減ということになったものであります。

それに付随しまして歳入のほうであります、補助対象事業費というのがあります。今現在、こちら2月19日現在であります、補助対象事業費が6,000万円でありますので、この1億6,699万7,000円が不要ということになってきます。そのことから今回減額するものでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 分かりました。大変今の分かりやすい説明で納得しました。あまりにも大きな差額ができたものですから、これだと甘い見積りでもしたのかなというふうに解釈してしまっていたので、今言われた内容で了解しました。

あと、防災減災の点でもう一点聞きたいと思っております。

20ページの農林水産業県補助金、農村地域防災減災事業補助金、減額1,660万円、それも1,660万円と大金なんです、これ割当てがなかったのかというふうに解釈するんですけども、どういうふうなことなのか説明をよろしくお願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

[建設課長 齋藤 満君 登壇]

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、農村地域防災減災事業補助金といたしまして1,660万円ほど減額させております。こちらは、下段にあります農村環境整備事業と、震災対策農業水利施設整備事業ということで2つの事業が新たに追加になっております。

こちらの理由としまして、今実施しております松崎、大池、孫六池のため池耐震診断というのをしております。こちらと新池、大池しゅんせつ事業を行うための調査設計という2つの事業を行っておりました。こちらの事業の国からの内示決定、補助金の決定通知書を受け取った際に、農村環境整備事業と、あと下段にあります農業水利施設整備事業というように分かれて来ましたものですから、村で農村地域防災減災事業ということで補助金を受けることも可能であります、国からの事業名が明確に示されたことから、村の歳入のほうの事業名も新たに適合したものに修正したものでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 分かりました。名前が変わったということだけのことですね。補助金の名前が。何か新たに農村環境整備事業って言葉が出てきたものですから、新規事業が新しく今の時期に入ったのかというふうに思ってしまったわけなんですけれども。

そうすると事業的には進んでいて、進捗状況はどうなんですか、もう大体完成、終わっているんでしょうか。今の防災減災ですと、歳出のほうでは65万円程度減額になっているようなところがあったんですけども、最終的に確定して不用額が出たので減額するというふうに解釈すれば事業は完了したというふうに考えられるんですけども、お願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

小林議員のおっしゃるとおり、事業のほうは竣工しております。こちら、ため池診断とプラスされまして、ハザードマップの作成というのがあります。松崎、大池と孫六池の2つ、それに追加されまして本法寺池と二子塚にあります前池、こちらの2か所についてもハザードマップの作成を行っております。こちらについても年度内完了ということで捉えております。

先ほど小林議員がおっしゃったとおり減額されたものがあります。こちらにつきましては契約時の差額ということで不用額を減額したものでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 了解しました。今のハザードマップが済んだということで、地域の方々に幅広く利用されるようにしていただきたいというふうに思います。

最後に、最初に話をしました担い手づくりの総合事業、5,052万9,000円の繰越明許費事業の繰越しになった理由を説明していただければ、お願いします。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） おはようございます。ただいまのご質問についてお答えしたいと思います。

今回、担い手づくり総合支援事業の5,052万9,000円の繰越しの理由でございますが、前回の第5号の補正の時点で19号の被害に遭われましたハウスの附帯設備、あと、水没機械のほうのそういった助成事業、支援事業に対する予算のほうの計上を7,964万円ほど計上させていただきました。それを災害に遭われました皆様から1月15日の段階で修理及び再取得というような形で申請が上がってきました。それを取りまとめて県のほうに申請しております。それで国のほうから内報が来ました。2月の中旬に来ましたので、その金額が今回5,052万9,000円ということになっております。

その繰越ししなくてはならない理由なんですけれども、どうしてもその後の最終申請に時間を現在要しております、決定が年度内に来るかどうかということで確定しておりません。もう一つは、機械についても広域的に災害被害がありましたので、農機具メーカー等でも準備できていない状況で、納入にもまだ未定なところがあるというところで、不確定要素が2つ重なっております。

そういったところで県のほうからも、今回のこの支援事業の予算については繰越しというような形で対応してくれというようなことで指示いただいておりますので、内容的にこの金額を不用額の部分二千幾つ今回上げておりますが、2,911万1,000円のほうは減額させていただいて、内報額の部分の5,052万9,000円のほうをあえて繰越しというような形にしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 5,000万繰越しということで、被害を受けた農機具、それから今言われた暖房器具とか機材なんですけど、これはまだ助成というか、補助を出している部分はないんですね、そうすると。丸々5,000万を繰越しして令和2年度の事業の中で対応するということになるんですね。

そうすると、対象者から申請が上がっていると思うんですが、この申請件数というのはどのぐらいあったか分かりますか。お願いします。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） それでは、ただいまのご質問についてお答えしたいと思います。

申請が上がりました件数でございますが、まず7件上がっております。その数量につきましては、まずハウス施設の付帯としまして総件数で23件でございます。この農機具のほうの機械の合計でございますが、18件ということで、件数的に41件、うち修繕として申請してきたのが2件、再取得、新しいものということで39件でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 分かりました。

県のほうからの指示があれば、早急に補助していただいて農作業が影響のないように対応させていただきたいというふうに思います。

以上なんですけど、最後に、職員の方々は東日本大震災以来、大きな災害、台風19号、これからもまだあるかもしれないというふうな災害がこれから起きると思うんですね、まだまだ。そういった中で皆さん頑張っておられると思いますが、今後も村民のために忙しくはなるとは思いますけど頑張りたいというふうに思っています。よろしくお願いいたしますして、質問を終わります。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） おはようございます。

それでは、繰越し明許、今小林議員のほうからあったものですからそのページでありますけれども、まず6ページ、継続費というのがあります。学校給食センター建設事業費7億225万7,000円の継続費と繰越し明許費の10番、教育費、保健体育費、学校給食センター建設事業費4億9,890万3,000円、この辺のところの説明をお願い

いたします。

○議長（藤田利春君） 学校教育課長。

〔学校教育課長兼生涯学習課長 矢吹勝人君 登壇〕

○学校教育課長兼生涯学習課長（矢吹勝人君） おはようございます。それでは、私のほうからただいまのご質問にお答えいたしたいと思えます。

まず、ご質問の継続費、繰越明許費のご説明の前に、なぜ元年度補正予算で給食センター建設事業を継承したかという背景をご説明したほうが分かりやすいかと思えますので、前段でそのご説明を申し上げたいと思えます。

給食センター、新たな建設工事につきましては、昨年度基本設計を実施、今年度実施設計を進めて令和2年工事着手、令和3年の2学期から供用開始という形でスケジュールで進めておりました。それと同時に今年度、補助申請も並行して進めておったところでございますが、国が今まで東京オリンピック開催に向けて大型建設工事、公共工事をどんどん進めておりましたが、その工事がピークを過ぎて大幅な公共工事がなくなってきて、景気の下支えというか、そういうものをする必要があると。さらには、台風19号の復旧関連予算等を盛り込んだ補正予算を年度末に編成してもう既に成立しておりますが、1月中旬頃、本村にも県を通してでございますが、令和2年度で補助申請を予定している、その当時は既に内々の通知は県を通して国のほうに申請しておりましたが、給食センター建設工事につきましても国の補正予算に盛り込まれているから、そちらのほうで要望したほうが確実性があるということで村長とも財政合めて協議したとき、そのほうが、当然元年度というか、年度末でしたので繰越しを見越した予算であるということでもあったため、それでうちのほうに、その給食センターにつきましても、令和2年度から令和元年度の補助申請に切り替えたところでございます。そして、既に3月2日付でその決定通知を頂いておりますので、既にこの分については補助事業として認められているということでご理解願いたいと思えます。

それで、その事業の内容でございますが、歳出のほうでご説明したほうがよろしいかと思えますので、64ページをお開きください。

64ページの給食センターの委託料の中で上から4番目、給食センター建設工事積算業務355万6,000円、それと給食センター建設工事管理業務1,255万7,000円、それと工事請負費の給食センター建設工事3億6,302万円、更に備品購入費、給食センター備品1億1,977万円、これら4つを合わせますと4億9,809万3,000円になります。これが戻りまして7ページの第3表、繰越明許費4億9,809万3,000円でございます。これを元年度から2年度に繰越すということでございます。

さらに、この繰越しを第2表に戻っていただきまして、継続費といいますのは、地方公共団体の経費を支弁する事件で、その履行に数年度を要するものについては予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができると地方自治法に定めてありますが、なかなかこの建設工事、これが総額、こちらに示しておりますが7億200万ほど、かなり大きな公共事業というか、村としては本当にトップクラスの大きな事業だと思います。なもので、標準工期とか設定しても、工事そのもので1年ぐらいかかってしまうというようなことで、なかなか単年度では難しいということで、これを継続費として2か年にわたって実施したいということで、ただ元年度、ここに4億9,500万何がしかありますが、これを第3表で継続費

として見込んでいますので、これが2年度に下におりてくるという考えでご理解願いたいと思いますので、ですから実質には令和2年度で年割額4億9,534万7,000円、さらに令和3年度で2億691万円の事業を実施するとしてご理解していただきたいと思います。

年割額の大体の割合でございますが、総事業費7億円に対して2年度で7割程度、そして3年度で3割程度ぐらいの事業を行うという計算でございます。

さらに、先ほどご説明申し上げました4つの金額のうち積算業務につきましては、令和2年度、工事そのものは全体事業費7億の100%で当然発注して、工期を令和2年例えば6月に発注したら6月から令和3年の例えば6月30日とか、実質そういう例でございますが、1年がかりで発注したとしても、支出分としては2年度は7割分、3年度は3割分というので、契約の中で総額を例えば10億やったとしても、うち支払額としては、2年度は7億、3年度については3億払いますよみたいな契約を結ぶわけですね。年度割を定めて工事を発注するわけでございますが、その積算業務については初年度というか、1回全体設計をすればそれで終わりですので、それは継続費としては設定しない。ですから残りの管理業務と工事請負費、備品購入費、この2つの数字を差引いていただくと差額355万6,000円になると思うんですが、その積算業務については単年度限りでございますが、残りの3つの合わせた金額4億9,534万7,000円を継続費として設定したというようなことでございます。

なお、3年度につきましては、新たに3年度予算のほうでこの分の詳細の工事費とか備品購入とかを新たにまた3年度予算のほうで編成するというところでございますが、全体額というか、総額はこの7億の内輪で進めるというような手はずになっていますので、よろしくご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 了解しました。差額ですね、その継続費と繰越明許の差額355万6,000円については単年度なので継続費には入らないということで、継続費で実施するということで了解させていただきました。

また、前倒し、早く事業が着工できるということもメリットとしては十分考えられるのでよかったかなというふうに思います。

そんな中で、26ページお願いします。26ページに単年でございますが、給食センターの建設事業ということで4億4,350万ほどの村債がございますが、これについてちょっとどのような金額設定になっているのか、総額等も含めて、その差も含めての説明をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 学校教育課長。

[学校教育課長兼生涯学習課長 矢吹勝人君 登壇]

○学校教育課長兼生涯学習課長（矢吹勝人君） 起債の内訳でございますが、今回4億4,350万円ほどの起債を見込んでおります。この算出でございますが、事業費本体と厨房を合わせた金額が4億8,279万円になるかと思いますが、それから補助金、今回この補助金が18ページ、給食センターの建設工事としての補助金でございますが、学校施設環境改善交付金5,174万9,000円ほど入る予定でございますが、その補助金分を除きます。その100%、補正予算債で通常75%とか、通常起債ですと充当率がそれぐらいに抑えられるのが普通なんですが、今回補正予算債ということでの特殊性を鑑み、補助残の100%を借入れられるという財政との協議というか確認

だったんですが、その分として100%見込んで、本体工事のほうについてはその起債額4億3,100万円、さらに工事管理委託1,255万7,000円を計上しておりますが、その100%、起債は10万単位までですので、5万7,000円は削られますが、それが100%見込んで1,250万、合わせて起債額4億4,350万円ということでの見込みでございますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 村債については、補助金を除いた100%村債に充てられたということで了解しました。ありがとうございました。

○議長（藤田利春君） その他質疑ありませんか。

2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） それでは、質問させていただきます。

17ページ、総務費国庫補助金の中のプレミアム付き商品券事業費補助372万減額されております。同じく民生費の中でも372万減額されておりますけれども、ホームページを見ますと、村でも2月21日まで延長されたと載ってまして、確定した数値が出たかと思っておりますけれども、予定したよりかなり少ない数字だろうと思っておりますけれども、まずその数字をお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 藤田幸江君 登壇〕

○保健福祉課長（藤田幸江君） おはようございます。それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

プレミアムつき商品券の事業でございますが、当初の予算については非課税世帯の対象者800人、子育て世帯の対象者120人、計920人の方が限度額の2万円で2万5,000円分の商品券を購入した場合のプレミアム分5,000円分になります。その分の予算が計上されておりました。920人の5,000円分で460万円という予算計上をしておりました。

実際に購入されたのが非課税者の対象者の方で135人、子育て世帯の対象者で47人、計180人の方の購入ということでございました。1冊が4,000円で5,000円の商品券、プレミアム分は1,000円となります。こちらがこの補正の計上されたときには880冊の購入される見込みということでの補正となっております。1人5冊まで購入可能ということで、中には2万円分ではなくて2冊、3冊分だけを購入するという方もいらっしゃいましたので、ちょうど5,000円では冊数にはならないんですが、そういう形で実績でこの金額を減額いたしました。

実際、今販売のほうも既に終了しております。最終的には872冊、プレミアム分で87万2,000円となっております。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 消費税アップの分の幾らかの補填になろうということで国で始まった事業ではございますけれども、思いのほか利用者がいなかったと、ちょっと残念な気がしますけれども、商工会である同じ名前のプレミアムつき商品券、順番待ちするぐらい初日は大変好評でございます。何が違ったのか、何が国主導のプレミアムつき商品券、どうしてこんなに、子育て世帯も割と利用者がいなかったと、どのようなことを考え

ておりますか。ぜひお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 藤田幸江君 登壇〕

○保健福祉課長（藤田幸江君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回は、非課税世帯ということが対象者としては限定されていたところでは、通常のプレミアム商品券とは随分違うのかなというところはございます。前のプレミアム商品券というよりは臨時福祉給付金のときの対象者と大体同じなものですから問合せは多かったんですが、申請して給付で受けられるものではなく、まず購入しなければならないというところで申請についてもあまり問合せだけで終わってしまうという方が多かったところ、それから、商品券が使えるところの店舗がやはり登録したところでなければ使えないという店舗が限定されたところ、こういったところが利用者が少なかった要因かなと思っております。

以上です。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） ありがとうございます。

中島に限らず、どこの市町村でも同じような状況かと思えます。せっかくいい制度なんですけれども、村民がサービスを受けるためには、今後村でもいろいろあると思えますけれども、村民に喜ばれる、手続の簡単な施策を考えてほしいと思えます。

質問を終わります。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） ページ数で44ページ、お願いします。

衛生費の中の項の保健衛生費で、20の扶助費の福祉センター温泉利用券で113万6,000円、金額がちょっと大きく減額されていますので、この減額の見込額だと思いますが、この内容について説明願います。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 藤田幸江君 登壇〕

○保健福祉課長（藤田幸江君） ただいまの質問にお答えいたします。

当初、そちらの利用券のほうの算定といたしましては、無料券5,489枚、こちらの1回分400円で219万5,600円、それとパスポートの分、延べで9,600枚の400円で384万円、計603万5,600円の予算計上となっております。

1月末の見込みでその後の2月、3月分と見込みまして、実際にはパスポートのほうは見込額ぐらいいまになつたんですけども、無料券のほうは2,800枚ほど使用がないという見込みから今回の減額となりました。

以上です。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） 当初予算が603万6,000円ということで、その中で金額がちょっと、かなりの金額で減額されているわけですが、無料券のほうはなかなか利用する人が少ないということなんですよ。

それでまた、これは1月ということなんですけど、今回の新型コロナウイルスの件でまだまだこれ以上に減額される見込みがあると思えます。そんな中で私の言いたいのは、この減額されている金額がかなり多いということは利用者が少ない、利用者が少ないのには何かの問題があると思うんですね。

よく聞くのは、やはり温泉に通う人は高齢者も多いんですが、車の足がなくて利用できない、それでその辺のことを何か村で考えてくれないかという意見があるんです。例えばデマンドの利用の券の発行とか、または村バスで何か出してほしいなというような話があります。そんなことを前にも誰か質問して、答えが何かいい答え返ってないんですが、今後何か考えていってほしいと思うんですが、そののちょっと答えをもしできれば村長さんでももちろんいいですが、お答え、考えをお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 暫時休議。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） おはようございます。ただいまのご質問についてお答えいたします。

デマンドバスのほうで、ただいまの案のような周遊だったり、村を歩くようなことで高齢者の方に喜ばれる事業を、方法も考えながら検討しておりますので、どうぞご理解願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） そうですね、利用がかなりできるように何かいいほうで考えて、前向きに考えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（藤田利春君） お諮りいたします。ここで11時05分まで休議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、11時05分まで休議いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 50ページをお開きください。

区分の19の中の説明で急傾斜地対策事業負担金について、その内容について説明をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

急傾斜地対策事業負担金としまして、今回140万円を追加補正をお願いしているところであります。この事業につきましては、代畑地区が急傾斜地の対策の箇所に認定されております。こちらの対策工事を県のほうで実施することになっております。当初は、この箇所の測量調査事業費として負担金を計上しておりました。その後、県のほうから実施設計まで行いたいということで、工事のほうを早めに行うため、令和元年度については実施設計まで行うため、追加の負担金を依頼されております。その分が今回計上されております。

工事につきましては、令和2年度以降、地域の説明会を行って実施しているというふうに向っております。以上です。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 内容ですと実施設計までやると、ただ、今年度末に至ってこれ補正で上げて、実際のところ設計というのは間に合いますかね、私どもが考えたときに、来年工事やるというのは、それは当然後から出ます新年度予算の中にも反映されていますけれども、これこの前、1月、2月前だったら分かるんですけども、年度末に至って既にこれからやるために結局10分の1ですか、多分持ち出しね、それは前に聞いていますけれども、もう年度末ぎりぎりになってこれ実際上げているわけですけども、その辺はどうなのかなと私思うんですけども。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問であります、こちらは昨年度中、11月頃から県のほうで実施設計を行いたいの負担金の増額をお願いするというのを前もっていただいております。村としまして補正を行わないと対応できないということを県に伝えまして、そちらが3月補正でも可能なのかということで確認を取っております。県のほうでは、負担金の納入については3月補正後で結構だということで今回補正を行っております。

事業については、もう既に県のほうで実施して施行しているということで、年度末内には地域の方々にご説明できる図面等が出来上がってくるというような話も伺っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 実際、でも設計は進んでいますよと、ただ、実際のところ、お金のほうは今まで猶予されたと、そういうことですよ、了解いたしました。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 関連でちょっと質問させていただきますが、全体的な傾斜地のところが見えないんですけども、全体的な事業費、それから事業内容、工法等があると思うんですが、延長とか高さとか、そういったものをちょっと説明していただきたいと思うんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

箇所づけであります、代畑公民館の下から東側に向かって小室石材店さんのところまでが急傾斜地という

ことで認定されております。工法につきましては、当初のり面の改修ということでコンクリート吹きつけというような計画でいたそうでありますが、代畑地区においては埋蔵文化財というのがかなり多数見受けられるということで、県のほうでものり面の改修にするか、それとも擁壁にするかということで、今検討中であるということをお伺っております。

どういった工法等がいいのかということが決まらなないと、数量的なものが決まってくる。ただ、その一方で、次年度のこれは当初予算の話になってしまうんですが、こちらのほうに計上されておりますのが年度割で事業計画を進んでいくと、総額2億5,000万円ほど県のほうでは計画している、それを年度割で事業費を計上しているということをお伺しております。

令和2年から令和4年の3か年を事業計画ということで計画しているということをお伺しておりますが、場合によっては工事年度が延びる可能性もございますということをお伺しております。

いずれにせよ、県のほうの委託関係の事業が終わらない限り、村のほうには詳細な図面等が来ませんので、なかなかこうやりますというような詳細な答弁はちょっとできないというのが実情でありますので、今の内容でご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 実施設計が既に終わっていると思いますね、大体はもう実施設計当然やってきて、3月の時点に入っているわけですから、当然実施設計は先ほどもちょっと話がありましたように終わっていると思うんですが、その辺調査というか、県のほうにお願いしてある程度聞いておくことも、今度当然新年度予算の審議もあるわけですから、その辺ちょっと確認していただいて、新年度予算の中で報告できればよろしくお願ひしたいと思うんですが、我々もどのぐらいの概要が見えてこないとちょっと私らもどのように審議していいかどうかはまだ分からない部分があるので、なるべく県のほうにお願いして、そういった全体像が見ればよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと、話は別なところでまた1点質問したいと思うんですが、45ページ、また建設課長で大変申し訳ないところがあるんですけども、環境衛生費の除染事業で770万等の減額というふうなことになってはいますが、その辺の説明、全体的な説明をお願ひしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

除染対策事業委託としまして776万円を減額させていただいております。

こちらの事業内容であります、毎年村内の除染は終わっておりますが、その後のフォローアップ除染というので毎年予算を計上させていただいているところであります。このフォローアップ除染というのは何かということで、昨年度もある議員のほうから質問がありましてお答えはしております。こちらの事業内容につきましては、除染が終わった後に0.23マイクロシーベルト以上の箇所が確認された場合、フォローアップ事業として除染の事業をやるか検討を行うというような流れになっております。

また、このフォローアップ除染を行うに当たって、空間線量の測定器だけで測りますと1時間当たりのマイクロシーベルトということで測定されることから、個人の被ばく量の線量ということでガラスバッチ等で測定

を行います。こちらが追加被ばく線量ということで行いまして、1年間当たり、通常人間が受けている被ばく量プラス1ミリシーベルト以上なければ、このフォローアップ除染は実施できないというのが今の県のほうの実施内容となっております。

この年間シーベルト、1年間に1ミリシーベルトを超えるかということ、まず中島村では考えられないということでもあります。こちらがマイクロシーベルトの算定する計算方法とありまして、この追加被ばく量年間1ミリシーベルトを365日で割りまして、それを今度24時間で割ったものが1時間当たりの線量ということで0.23マイクロシーベルトということになります。当然中島村におきましては除染終了でありますので、数値が高いところはもうないということで捉えておりますので、今回令和元年度においてはフォローアップ事業がなかったことから、その除染の費用をまず550万円を計画しておりますが、そちらは実績がないので減額と。また、設計委託料としまして220万円、最後に仮置場の放射能測定ということで、こちらは6万円ほど不用残で残っておりますのでこちらを減額と、合わせまして776万円ほど減額させております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） ホットスポットの場所がなかったということでもありますので、その判断というのはいろんな工事とか何かのところで、そういうふうなところで時折測っていたということで解釈してよろしいですか。そういった場所というのはどうやって判断したのか、その辺と、来年度もこのフォローアップ事業は継続されるのか、その辺も確認しておきたいと思うんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、測定を行って、それで基準値以上超えていなかったのではなかったのかというご質問ですが、当然村のほうでも各村内各所、空間線量ということで測定しております。先ほど空間線量以外に個人の追加被ばく量が判断の一つになるということを説明させていただきました。当然週に2度ほど今は測定を行っておりますが、当然空間線量としましては0.23以下であります。ということは判断の基準を一つクリアされていきますので、もしあるとすれば、個人がガラスバッチをつけて24時間高いところ、ホットスポットと言われるようなところに24時間滞在し、なおかつ1年間に1ミリシーベルト以上超えるとなったときのみそのフォローアップの除染が実施できるということですので、判断基準としましては当初の0.23以下であれば検討課題に上がってきませんので、そちらは行わないということで今年度は実施はしておりません。

また、次年度以降にこの事業費が計上されているのかというご質問ですが、除染の事業で仮置場がまだ所有者の方に返還されておられません。こちらが完了し、全て終わった段階で中島村の除染事業が完了というふうな捉え方でありますので、当然当初予算にもこのフォローアップ除染は計上させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） それと、当期委託料120万ほど減額しています。これはただの流末処理の関係で、あと

用地買収ですか、仮置場の下流の流末処理関係だと思うんですが、なぜこういった落とさなくちゃならないというふうなことになったのかをお願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

用地補償費ということでこちら18万円を減額するというので計上させていただきました。当初、仮置場の流末排水の用地を賃貸借ということで用地を借りております。仮置場返還後、どうしても雨水排水の流末水路が引き続き使われるということから用地買収して水路として今後も使っていこうという村の考えでございましたが、仮置場の返還が翌年度にずれ込みました。こちらは台風19号の影響によりまして、村のほうで仮置場の原状回復工事についてはなかなか厳しいものがあるということ国をのほうと協議して理解していただきまして、それでは次年度以降でいいですよと国の了解を得ております。

当然こちらの費用については当初予算のほうで審議になるものでありますが、こちらがそういった理由から今年の用地買収は一度取りやめて、次年度、仮置場の返還がされるまでにもう一度当初予算で計上させていただいて用地を取得しようというような考えの下、今年度は減額させていただいたところであります。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 了解しました。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございまして、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第2、議案第12号 令和元年度中島村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を

議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第3、議案第13号 令和元年度中島村簡易水道特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第4、議案第14号 令和元年度中島村土地造成事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第5、議案第15号 令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第6、議案第16号 令和元年度中島村墓地特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第7、議案第17号 令和元年度中島村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 6ページの説明の中で、災害臨時特例補助金と、ものすごい金額が入っているわけなんですけれども、これはどういう基準でこういうお金が入ってきているのかの説明をお願いします。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 藤田幸江君 登壇〕

○保健福祉課長（藤田幸江君） ただいまの質問にお答えいたします。

この災害臨時特例補助金ですが、こちらは台風19号で被災された方についてでございますが、介護保険の認定を受けてサービスを利用している方、対象者が3名ほどいるんですが、こちらの方の10月以降のサービス利用の個人負担分1割を負担しております。その分を免除しまして、そちらの分のうちのちょっと割合が大変細かいんですが、実際個人負担分が今現在10月以降で分かっているところで22万510円、こちらを村のほうで全額まず歳出で補填しております。それに対して経費率が28%、調整交付金の分の5.74%をそこから引きまして、そこから出たうちの20%というふうに、22万510円を補填した分のうちの9,000円ほどが利用者負担分のこの補助金として今回上げられております。

それともう一つ、介護保険料についてですが、対象者が65歳以上で9名ほどおります。床上浸水等によりまして10月以降の分の保険料が2分の1減免となっております。全体で15万1,000円となりますが、そのうちのこの補助率20%ということで、3万円がこちらの補助として来ております。利用者分が9,000円、保険料の分が3万円です。合わせて3万9,000円分の補助となっております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 細かい説明ありがとうございました。

その中で私が一つ聞きたいのは、こういうこれ災害があつての減免措置だと、これは分かるんですけども、結構いろいろな行政のサービスというのは自分から申し出ないと受けられないと、結構そういうのが多いですよ。今回これは国保のほうも同じような金額が反映されていますけれども、これは結局各個人からこういう申出があつたのか、また、行政が主体としてこういうのがあるんですがという案内を差し上げてこういうふうになったのか、それだけを説明してください。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 藤田幸江君 登壇〕

○保健福祉課長（藤田幸江君） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらは国からも台風19号の後にすぐに通知が来ておまして、個人からの申出ではなく、こちらで認定をしている方とか、そういった方は把握しておりますので、こちらからの免除のご案内ということで補助、個人分の免除というのをしております。

以上です。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） ありがとうございます。

終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第8、議案第18号 令和元年度中島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（藤田利春君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

次回会議は3月16日午前10時に開会しますので、ご参集願います。

全員起立。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時35分

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 4 号)

令和2年第1回中島村議会定例会

議事日程(第4号)

令和2年3月16日(月)午前10時開議

日程第1 議案第19号 令和2年度中島村一般会計予算

出席議員(8名)

1番	菅野昇君	2番	椎名康夫君
3番	小室重克君	4番	小林均君
5番	小松公雄君	6番	小室辰雄君
7番	木村秋夫君	8番	藤田利春君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	加藤幸一君	副村長	吉田政樹君
教育長	面川三雄君	総務課長	木村修君
会計管理者兼 税務課長	久保田利男君	住民生活課長	小林隆君
建設課長	齋藤満君	保健福祉課長	藤田幸江君
学校教育課長兼 生涯学習課長	矢吹勝人君	企画振興課長兼 農業委員会 事務局長	本間俊一君

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 相楽高德 書記 真船 優

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第1、議案第19号 令和2年度中島村一般会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） おはようございます。

ページ数で12ページを開いてください。歳入の説明の中にあります滞納繰越分154万4,000円。同じくその下段にあります固定資産税ですか、その固定資産税の滞納繰越分の内容について説明をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 税務課長。

〔会計管理者兼税務課長 久保田利男君 登壇〕

○会計管理者兼税務課長（久保田利男君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

収入の部で個人分の滞納繰越分というようなことで、154万4,000円を計上しております。また、下段のほうに固定資産税の同じく滞納繰越分として、404万7,000円を計上したところでございます。これらにつきまして、滞納繰越の見込額に対しまして過去5年間の平均徴収率を算定しまして、それらに滞納繰越分の見込額を計上しまして、この金額を出しているところでございます。

この滞納繰越金でございますが、27年度をピークに年々増加傾向にありまして、それらの金額を基に滞納繰越分の金額を算定しそれらの徴収率で出しているところでございますので、よろしくご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 説明については当然、理解しましたけれども、まず、この繰越が当然、毎年、毎年、上がってくるわけですが、現在、財政としてどのくらい残っているんだと、そういうことは決算で聞きますので、今回は聞きませんが、実際、多分、同じような人がずっと残っているのかなと私は感じるんですけど、この件数ですか、実際に今年、何件くらい、何人でもいいですけど、どの程度、予定してい

るのか、その辺の詳細を説明してください。

○議長（藤田利春君） 税務課長。

〔会計管理者兼税務課長 久保田利男君 登壇〕

○会計管理者兼税務課長（久保田利男君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、住民税のほうにつきましては、674件でございます。固定資産税につきましては、367件でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 結構な数字ですね。とにかく、片方が674件、片方が367件。中島の納税者の人口からすれば、これは結構な数になるのかなと思うんですけども、とにかくここにこの数字を挙げた以上は、とにかくこの金額は必ず回収すると。そういう意気込みでやってください。

終わります。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 14ページをお開きいただきたいと思います。

一番下の項の1、法人事業税交付金。これは新項目ですけれども、この算定基準といいますか、事業所の数なのか、あるいは規模なのか、その辺のところをお聞かせいただければと思います。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） おはようございます。

ただいまのご質問でございますが、これにつきましては、新しくできた款ということでございます。

法人事業税につきましては県税でございます。県に納入されました法人事業税の額の100分の3.4に相当する額を各市町村の法人税割額により、案分した金額が県から市町村へ交付されるというような内容でございます。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 新規の交付金ということで、企業の誘致がこれからもやっぱり必要だろうと。こういう税金が交付されることになるわけですから、一層の努力をしていただきたいと思います。

続きまして、16ページ、地方交付税の中の震災復興特別交付税、これは前年度と比べると、前年度は2億3,000万程度あったんですけども、1割程度しか今年はきていないわけですね。一番上の震災復興特別交付税ですけれども、復興創生期間というのは来年度いっぱいあると思ってるんですけども、10年間とってある。

その減り方がちょっと1割以下というような状況なんですけれども、分かる範囲でいいですけども、なぜこうなったのかをお聞かせいただければと思います。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問でございますが、震災復興特別交付税、去年は当初予算ベースで2億3,000万、今回、2,100万というようなことで、大幅な減というような、この内容でございますが、令和元年度で道路等側溝堆積物処理支援事業が完了するというようなことで、補助金が半分出ていまして、その残り半分につきましては復興特別交付税で措置されるというようなことで、その事業が完了したことから大幅な減

というような内容でございます。

ちなみに、本年度のこの震災復興特別交付税の予算の内訳でございますが、大きなものとしたしましては、福島再生森林事業の委託金、事業費のやはり半分が県補助、残りが震災復興特別交付税ということで1,800万ほどこの特別交付税で措置されるというような内容で、その他にブランドイメージ回復事業であったり、あとは放射線測定器の厚生事業費であったり、そういったものがこの震災復興特別交付税の内容でございます。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 震災復興特別交付税というのはいわゆる原発問題とは別のものだと思っていたんですけども、要するに除染とか森林再生とかというのは原発事故による交付税だと思っていました。一緒なんですか、これは。予算も何か、去年もそうですけれども、別にきているような気がしましたけれども。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問にお答えします。

その他に震災復興特別交付税は過去にエアコン等を導入した時期がありますが、その補助金の村の部分については震災復興特別交付税ということで、放射線量ばかりではなくて、震災の復興に関わる補助事業の補助残分について震災復興特別交付税が交付されているというような内容でございます。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 要するに、こういう考え方だと思っていました。というのは、例えば津波被害を受けたところに対しては震災復興特別交付税があてられて、あるいは倒壊したところ、家とかそういう建物だとかというのは震災復興特別交付税であって、除染だとかあるいは、今、言ったブランドイメージ、いわゆる風評被害とか、森林再生だとか除染、要するに原発事故による補償金だと思っていました。交付金だと思っていましたけれども、みんな一緒なんですか、これは。一緒という考え方なんですか。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問にお答えします。

そのとおりでございます。震災に関連する事業の補助金の補助残分についていただける特別交付税というような内容でございます。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） もう1点だけ聞かせてください。そうするとこれはもう来年度以降はこれはなくなるわけですか。再来年度とか、来年度だと終わりとかそういう話は聞いていないんですね。お願いします。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問にお答えします。

復興創生期間が延びているというのがございますが、この辺の情報につきましては、まだ情報を得ていないというようなことで、国のほうでもまだその辺は定まっていないのかなというようなふうに思っております。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 復興庁は継続して残るということにもなりましたし、創生期間がどうなるかはまだ決ま
っていないらしいですけれども、いずれにしてもまだまだ風評被害も含めた解決には至っていないというのが
現状だろうと思います。

もう一つは村が損害賠償請求しています請求金額にも、返ってきた金が1割にも満たないという現状を踏ま
えて、これからもやっぱり請求していくべきところは請求して行って、あるいは交付金に関してでもできるだけ
やっぱり継続していただくような働きかけが必要だろうと思っていますので、その点はよろしくお願
いしたい
と思います。

以上です。

○議長（藤田利春君） 1番、菅野 昇君。

○1番（菅野 昇君） おはようございます。

71ページ、真ん中のコミュニティーセンター管理費、工事請負費237万4,000円と出ていますが、工事内容を
詳しくご説明をよろしくお願
いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） おはようございます。ただいまのご質問にお答えいたします。

71ページ、コミュニティーセンター改修等工事費であります。こちらの中身につきましては、まず、昨年度、
外壁の改修工事をさせていただきました。今年度につきましては、今度は内部の補修ということで、男子トイ
レ1か所、女子トイレ2か所がございます。こちらの壁、床、あとは便器、手洗い等の改修工事を行うもので
あります。

また、給湯室がありまして、給湯器等はもう使えない状況になっておりますので、そちらの更新と、あとは
外構ということで、このコミュニティーセンターの周りは人が散策できるようになっておりますが、段差等が
ありまして、そちらの部分の改修といいますか、補修の工事をやりたいと。この3点ほどの経費でござ
います。

○議長（藤田利春君） 1番、菅野 昇君。

○1番（菅野 昇君） ありがとうございます。了解いたしました。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 今に関連した質問なんですけれども、去年は外壁をやって今年は内側の設備類と、あ
と外構工事が少しあると。

去年も相当な金額がかかっていますよね。今年もそれなりに金がかかると。私からしたら、あそこの設備
にそんなに金をかけてどうするんだと。結局、はっきり言って利用頻度が少ない。これは毎年同じ話を言っ
ていますよね。だから、何で毎年、毎年やっているのに、また毎年、毎年金をかけて、当然、経年劣化すればや
らざるを得なくなると。それは理解しています。それだったらもう少し金をかけた以上にはもっと金をかけた
というか、有効利用性を図るべき方向を何か見極めていかないとまずいのかなと。

私はまずともかくその辺を思うんですけれども、第一、あの施設は何の目的で造られたんだと。です
よね。そこからお話をすると、私は当然、調べていますし、当然、そっちも分かっていると思うんです
けれども、あの施設は何の施設なんですかと。目的は。そこからお話をいただいて、今後、それをもう少し有効利用を図る

のどうしたらいいか、何か考えを持っていればそれをお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

質問にありますコミュニティーセンターでございますが、こちらは農村総合整備事業において建設された建物であります。こちらの当初の利用形態としましては、小中学校の野外教室、あとは子供会の活動や、あとは自然観察会、あとは農業者の方々の交流会や勉強会、こちらを行うということで施設利用を計画して建てた建物であります。現在は、近隣の小学校が課外授業や村外の団体が会議、研修等で利用している状況であります。

質問にありますとおり、利用形態がかなり低いというのが現状であります。今後につきましては、もう一度、当初の利用計画に基づきまして、村のほうでコミュニティーセンターの条例というものが制定されております。こちらの中に掲げてあります業務を柱に、先ほど申し上げましたとおり、当初の利用計画、子供会や、あとは農業者の交流会やそういった方々に利用していただくように推進していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） ちょっと休議してもらっていいですか。

○議長（藤田利春君） 暫時休議いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時22分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） とにかく、毎年あれだけの設備のものに金がかかるし、それから道路等、実際、進入路もないわけではないですけれども、あの進入路等も改良の余地があると思えますし、とにかく有効利用性を図ってもらおう方向で検討してください。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） まず、16ページの款の11の交通安全対策特別交付金が計上されていますが、1,000円。昨年、257万計上されて、昨年は減額になったのですが、年々これは減ってきたんですが、なくなった側のお金だと思うんですが、この辺の状況をちょっと説明をお願いします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） おはようございます。ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、令和2年度当初予算で減額して1,000円の計上でございます。令和元年も当初で同額を計上しております。

したが、令和2年、現在なんですけれども、来ないために、先日の補正予算でも減額計上しております。そして、遡ると平成30年につきましても一切入ってこないために、減額補正しております。

2年連続で入ってこないという実績になってしまうんですが、そのため今回、このような計上のような形をとらせていただきました。

これまで普通なら交付金が入ってくるんですけども、遡ると平成26年に入ってこなかった実績もございます。途中のその他の年度につきましては、25万円程度だったり、あと50万円です。細部は詳しい数字は記憶にちょっと残っていないのであれなんですけれども、50万だったり、70万だったり、定額で入ってくることはなかったわけでございます。今、最初のほうに申し上げたとおり、今回の計上理由はそのようなことでありまして、実績につきましては過去はそのような交付金のもらい方の状態であります。

よろしく願いいたします。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） 実績を聞きました。入ってきている年と、こない年もあったということです。

それで、この交通安全特別交付金というのはどんなやつで交付されてくるのか、中身がちょっと分かればお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

我々が車を運転するときに交通違反で取締りに遭うわけですが、交通違反を犯した人から違反金をもらいます。その交通違反金が原資になっておりまして、それを福島県が交通事故の発生件数だったり、人口だったり、あとは道路延長距離によって計算して、市町村に交付するという交付金でございます。

そして、交付するべき額が計算によって算出されるわけなんですけれども、25万円以下ですと交付されないというルールがございます。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） 交付金は交通の違反したやつに還付されて村に還元があるということなんです、ということはもう違反者は中島ではあまりいないというふうにとってもよろしいということですね。

私が聞いたのは、昔は交通違反をやるとその人の違反金でよく信号機が建てられたとかそういう、それもあると思うんです。まさか村にこういう形で還付されているとは知りませんでした。ありがとうございます。その件はよろしいです。

続きまして、ページ数で59ページをお願いしたいと思います。59ページの中の民生費なんです、区分の12の委託料で調査委託料647万3,000円、工事管理委託料71万5,000円、それと14の工事請負費2,222万についてちょっとご説明をお願いします。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 藤田幸江君 登壇〕

○保健福祉課長（藤田幸江君） おはようございます。それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

令和2年度の保育所施設維持補修工事についてですが、まず、節の12、委託料ですが、調査設計委託、こちらについては保育所全体の改修工事にかかる委託料となっております。それともう一つその下の段が工事管理委託となりまして、令和2年度の補修工事に係る管理委託費となっております。

併せまして、節14、工事請負費でございますが、こちらは保育所の維持補修工事といたしまして、概要ですが大きく分けて3か所。一つ目が遊戯室についてでございます。こちらはエアコンの設置とそれから床の張り替え工事、クッションフロアとする予定でおりますが、そちらの改修。

それと2点目でございますが、乳児室のテラスの改修、テラスのところにもスロープを設置するのと併せまして、滑りにくい素材へのテラスのシーートの張り替え、それと下屋の設置を考えてございます。

3点目といたしまして、玄関のところの外側を自動ドアに改修、それと併せましてスロープの設置、そちらを本年度予算に計上しております。併せまして外構工事といたしまして内側の門扉、建物側と道路側のところの門扉をスライド式のものに付け替える工事のほうを考えております。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） ありがとうございます。先日も説明は受けたんですが、実は今日、私は孫をちょっと送りながら中をちょっと視察してまいりました。

それで、先ほど説明があったように遊戯室、本当にこれはエアコンも本当は入りたいんですよね。今の時代にエアコンがないというのはちょっと子供たちにも厳しいと思います。そんなところとか、あとは床の張り替え、それと乳幼児室の外側のテラス。本当に私も何回も言っているんですが、雨が降ると本当に滑って危険な場所です、本当に。テラスに滑りにくい素材で何かを貼り付けるような感じですので、工事もやっていただきたいと思います。

それと玄関の自動ドアの改修ということで、これも本当に子供たちには過ごしやすいような説明をしてほしいと思います。

それと、今日、見てきたのでちょっとあったんですが、まだまだ来年も工事をやると思うんですが、来年の工事についてまたあるようなところがあれば、これから計画を立てるところがあればちょっと教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 藤田幸江君 登壇〕

○保健福祉課長（藤田幸江君） それではただいまの質問にお答えいたします。

今年度だけではなく、設計のほうでも全体的な改修のほうをしていただくということで、今後、トイレの改修や保育室についても、全体的なところで実際に利用している職員の意見、それから、専門的な意見を合わせまして、安全第一に子供たちが安心して過ごすことのできる環境作りに努めてまいりたいと思います。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） ありがとうございます。そうですね、調査設計委託料を取っていますので、来年までの取っていると思うんです。それで、もう来年はトイレの改修なんかを考えているということですが、本当に

子供たちのトイレを見てきましたらば、本当にタイルがまだ張ってあるんですね。タイルで滑りやすい危険なトイレ。それで事故防止にフロアなんかには張ってはありますが、中はタイルで本当に滑って危ないと思います。本当はこちらを先に工事をやったほうがいいような感じもしましたが、計画に入っているということでそれも安全のために進めていただきたいと思います。保育所全体の悪いところがまたあれば治していただきたいと思います。

それで、私、ちょっと一つ、これは答弁は要らないです。いつも送迎に行つて思うんですが、駐車場で私らが車をとめると職員の駐車場というのは西側、グラウンド側にとめるんですが、一般の父兄、保護者たちが送迎する場合は東側に車をとめるんです。そうすると東側に車をとめると、後ろに生け垣とちょっと段差があるんですが、そこに車をいっぱい止めちゃうと子供たちが降りたときに、車の前に出るんですね。そうすると、今、お子さんを降ろして出る車と今来て子供が降りるときの、その子供が急に飛び出したりするような危険なところを何回か見かけました。

そんなところをこれからそういう事故防止、安全な駐車場にするためにも、ちょっと考えて、車をとめたら、前には子供が行かないような設計というのか、工事、裏側をできれば歩道にすると何か考えていって、安全な駐車場にさせていただきたいというのが私の要望であります。

そんなことを進めていければありがたいと思いますので、よろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。よろしくお祈いします。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 同じく保健福祉課長に質問します。

55ページ。健康づくり交流センター輝らフィットなんですが、輝らフィットの指定管理料についての質問なんですが、昨年は1,165万2,000円、今年は1,154万9,000円で大した変わりはないんですが、その辺の算定根拠、算出根拠をちょっと教えていただければと思います。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 藤田幸江君 登壇〕

○保健福祉課長（藤田幸江君） ただいまのご質問にお答えいたします。

指定管理料ですが、こちらは平成30年からの3年間で債務負担行為ですと3,800万という金額を議決していただきました。その中で3年間の全体では3,375万7,000円という指定管理料を算出したわけですので、契約したわけですが、これを3年間に割った金額ということになっておりまして、今年度、令和2年度が最後なんですが、そちらの金額がこの今回の1,154万9,000円という額になっております。

以上です。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 今年が令和2年度ですから、今年というか今の予算の中では今年が最終年度というふうな形になって、そうするとまた更新というような形になるわけですね。契約を継続してくると。1期ごとにあやって3年ごとに継続していくというような考え方なんですよね。

それで、この3,337万5,000円もまた時期も同じ3,375万というふうな委託料の契約というふうな形になっていくんですか。その辺、お祈いします。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 藤田幸江君 登壇〕

○保健福祉課長（藤田幸江君） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの指定管理なんですけど、基本的には5年契約ということで考えているんですけども、今回は初めてなのでどういった状態になるかということも含めまして、最初の契約については3年間ということでの契約でした。

こちらの支出の金額と実際にかかる経費だったり、その辺をこれから算出しまして金額というものは出していきますので、また同じ金額というわけではないというか、細かい数字はこれからなんですけれども、この後の5年間で今度はどの程度の支出が必要かということと、歳入で利用料等も含めまして、その辺をもう一度、見直しをしてというところで金額が出てきます。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 分かりました。ありがとうございます。

この2年間の中で黒字が、この間の説明の中では黒字になっているというふうな話をちょっと聞いているんですが、黒字になった場合と赤字になった場合、そのときの、年度、年度の状況でその黒字、赤字が出た場合というのはどういうふうな処理の仕方というか対処の仕方を、村のほうに幾ら入って、企業側のほうに、管理者のほうですか、どのぐらい入るというふうな計算というのはあるわけですか。

その辺を教えていただきたいと思うんですが。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 藤田幸江君 登壇〕

○保健福祉課長（藤田幸江君） ただいまの質問にお答えいたします。

指定管理の協定の中で、管理料については収入に増減があっても増額、または減額しないものとするようになっておりますので、基本的には赤字の場合に村で補填、黒字になった額を村に納入するというものではありません。

ただ、ただし書といたしまして、余剰金、総収入から総支出を引いた額となりますが、こちらが総収入の50%を超える場合は剰余金と総収入の50%に当たる金額の差額の2分の1を村と事業所との協議の上、村へ納付する額と定めることができるというふうになっております。

ちょっと分かりづらいんですが、例えば支出が2,000万あったとしますと、その総収入の50%を超える場合ということになりますので、倍の4,000万以上の収入がなければこのただし書の対象にはならないということになりますので、何百万かの黒字になったからといって村に入ってくるというものではありません。

以上です。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 大体の場合は管理者のほうで運営のために利用するというふうな、黒字の場合はですね、そういうふうになるということですよ。それで、赤字の場合なんですけど、この場合は、例えばですよ、今回のようにコロナウイルスで18歳未満は入場禁止というような話になれば、使用料も当然、減ってきますよね。

そういったときに、大幅な赤字が出た場合ですよ、3,300万で契約していますが、これが半分ぐらいになっちゃったなんてもうまるきり赤字なるわけですね、管理者側からすれば。そういうふうな場合はどういうふうになるんですか。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 藤田幸江君 登壇〕

○保健福祉課長（藤田幸江君） ただいまの質問にお答えします。

そこまでのというのは、協議の大きいものに関しては村と事業所との協議の上でということになっておりますので、1か月で何千万というその減額というのはあまり考えられませんので、その前の時点で毎月打合せ等も行っておりますので、かなりの減収になりそうだという話のときには、お互いにそちらは協議をしていった上で決めていくことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 例えがちょっと極端すぎて申し訳なかったです。分かりました。そういうようなことでお互い協議の中で進めるといようなことで了解しました。

もう1点、ちょっとこれは総務課の課長のほうに質問したいんですが、全般的なことなんですが、条例改正の部分でもちょっと質問しましたが、任用職員の件なんですけれども、今回、任用職員を採用すること、今の臨時職員をどういうふうな待遇にするのか。説明の中ではフルタイムとパートタイムとそうにするんだというふうな話がありましたが、今の臨時職員に対してはどのような考え方で進めるのか。その辺をよろしく願います。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問でございますが、制度が変わるといようなことで今回は採用に当たりまして、まずハローワークを通して採用していく、選考していくということにまずはなります。それから、パートタイムとフルタイムでの採用の考え方でございますが、パートタイムは7時間45分未満、フルタイムについては7時間45分、職員と同じ時間帯と。パートタイムについてはそれ以下といようなことでございます。

まず、2号のフルタイムでございますが、現在、考えていますのは従来の嘱託職員がフルタイムということと考えています。というのは、ある程度資格のある方、例えば幼稚園教諭であったり保育士であったりそういった資格のある方についてはフルタイムで募集したい。その他のパートタイムにつきましては、現在の臨時職員に当たる部分を考えております。

というのも、臨時職員はあくまで庁舎の中の臨時職員は事務補助という考え方でございますので、役場の中の臨時職員、それから建設課等で働いております労務者についても、パートタイムといようなことで採用を考えております。

待遇ということでございますが、それぞれ、先日もお話ししましたようにフルタイムにつきましては給料、それから期末手当が支給されます。パートタイムにつきましては報酬、それから期末手当が支給されます。

それから、休暇でございますが、休暇につきましては10日。年次有給休暇につきましては、パートタイムもフルタイムも10日を付与する予定でございます。ただし、ひと月たった後に1日、また月がたったごとに1日ということで、6か月過ぎて最大で10日の有給休暇が支給されるというような内容でございます。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 分かりました。有資格者に対してはフルタイムというようなことなんですが、突如の災害なんかが出た場合、パートタイムの方は残業というか超勤はないですよね。だから、帰れますよね。パートの方に対しては。建設課辺りが特に災害なんかで、建設課ばかりではないと思うんですが、災害のときの対応というか、フルタイム職員であれば一緒に作業できるわけですね。

例えばの話をしめますけれども、建設課でフルタイム職員を採用して災害復旧のお手伝いに当たってもらう。そういうような考えで進めば、この任用制度という、職員と同様の行動がとれるので私は大変いい制度かなというふうに思うんですけれども、だから今までも東日本大震災でも、台風19号でも大変な思いを職員の方はしたと思うんですけれども、そういった採用の仕方も頭に考えていただいて、フルタイム、それともパートタイムという、そういった選び方というのが必要かなというふうに私は思うんです。

条例改正の中でもちょっと話はしましたけれども、そういうようなところで、柔軟に動ける体制をやっぱりつくっていくべきかなというふうに思うんですけれども、そういうようなことをちょっと考えていただきたいというふうに思うんですけれども、それは質問の意図とするところではないので、これからそういうところを希望して、さらに希望していきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

以上です。質問は以上で終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑はありませんか。

2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） それでは、64ページをお開きください。

環境衛生費の中の区分の委託料でございます。除染対策事業委託1,370万、それと同じく登記委託料120万。これらの概要というか内訳をお聞かせください。お願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず初めに、登記委託料120万についてご説明いたします。こちらは前回の令和元年度の補正予算で減額させていただいたものでありますが、こちらの内容につきましては仮置場が今現在、小針裏地区にございます。その雨水の処理を行うために個人の方々から流末水路をお借りをしております。賃貸借料で土地を借りております。そちらを買収する予定をしておりますので、そちら、買収を終わった際の登記委託料が120万ということでございます。

続きまして、除染対策事業委託費でございますが、こちらは仮置場の原状回復に伴う経費、また、それに伴う設計委託、あと仮置場の放射能測定で空間線量分と、また前回もお話しさせていただきましたが、フォローアップ事業、フォローアップの除染の費用が含まれている経費でございますので、ご理解いただきたいと思います。

す。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 分かりました。登記委託料に関しましては、先般、先日、補正で流れて不要になった分が新たに村で求めるということでそれは承知しました。

それで除染対策仮置場の原状復帰と申しましたけれども、どこまでが原状復帰なんでしょうか。今回、仮置場に使うのに設置したものを全て撤去して全くの更地にするのか。気がかりは調整池とかがありますけれども、まず側溝、外板等の構造物、それとフェンスを回してあります。ガードレールを回してあります。そうすると南側にある2段切ってある法がありますけれども、それらの管理をどうされるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず改修工事ではありますが、今現在、考えておりますのが仮置場内に側溝が敷設されております。その側溝が、必要最小限の分については残す。あとは撤去しても影響がないというものについては撤去させていただきます。そして、外構にありますフェンスですね、そちらについてもそのまま残させていただいてお返しするという運びになっております。

また、調整池につきましても、当然、あそこの仮置場の雨水の処理に必要なものですので、そちらはそのままお返しするということで、地権者の方々とお話しさせていただいて、ご了承いただいているものであります。

あと、具体的な工事ではありますが、除染のものがストックされていたところが、ここがエアゴとになっておりまして、若干、残土がまた現地に残っております。その現地を剥ぎ取りまして、道路と同じぐらいのレベルの高さにすると。

あと、昨年度の事業で残土の処分ということで、2万立米ほど処分するというお話をさせていただきました。その部分については当然撤去しますので、現地からはなくなると。そして、法面ではありますが、法面につきましてはあのままの現況でお返しをする予定になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） ありがとうございます。詳しい内容をお聞きしました。

まず、さらにお聞きします。撤去した水路、外板等、外板は山積みされて野積みされてありますけれども、それは誰が持ち主であって、どこに行くのか、また、法面に関しまして毎年村と1,000万、緊急時に崩れた場合には1,000万計上していましたが、それをそのまま地権者、地元にお返ししてもいいのか。その辺は地元でも了解されているのか。その2点をお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、仮置場内にあります側溝の蓋等が現地にあります。そちらにつきましては国のほうから払下げということで、あちらを村内、個人問わず必要な方に売払いとしていただいて、処分してほしいというのがあります。

そちらで収入があったものについては国のほうに返還する。もし、そういった方々がいないとなった場合については、村のほうで村の備品ということで自由に使っていただいて結構だというお話をいただいておりますので、そちらは今後、仮置場の返還までに事務を進めていきまして、どちらになるかということで判断というか、作業を進めていきたいと思えます。

もう一つ、村のほうで予算を取っています、災害等が起きたときの補修費1,000万ほど取っておりますが、返還後につきましては、またそこまで地権者の方々と災害が起きたときにはどうするというので、協定も何も話合いも行っておらないのが実情でありますので、今後、返還する際にはそういったところもきちんと話を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 基本的に原状復帰がこの1年で終わるのか、法面の話合いだつて長引いたら、その都度、やっぱり1,000万計上していくのか。それはどうなりますかね。ちょっと心配ですので考えをお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えします。

仮置場の返還に向けては9月末をめどに返還できるようにということで、今後、作業を進めていきたいというふうに考えております。

また、その返還後の災害等が起きた場合の取扱いということでありますが、先ほどは協定等打合せも何も進んでいないという話をさせていただきましたが、通常の農地災害というようならえ方でいきますと、補助をいただいて災害復旧できるとか、もしくは村のほうの単独事業で災害復旧できるとかというケースも出てくると思えますので、ケース・バイ・ケースということで対応できるかなということも考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） ありがとうございます。

法面に関しては農地災害等で対応できると、ちょっと安心する言葉を聞きました。また、側溝、外板、外板の蓋、村で使えれば大変欲しがっているところは多分、いっぱいあるはずで。是非とも有効なる利用、速やかな返還がされることを願います。

質問を終わります。

○議長（藤田利春君） お諮りします。

ここで11時15分まで休議したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、11時15分まで休議いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） ページ数で38ページ、款の総務費、総務管理費、財政管理、12番の委託料、一番最後なんです。役場新庁舎設計業務委託2,114万1,000円とありますが、その説明をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問にお答えします。

今回、役場新庁舎設計業務委託ということで、2,114万1,000円計上させていただきました。役場庁舎でございますが、まず本庁舎につきましては昭和38年に建設されたものでございます。その後、平成18年に一部増改築いたしまして、増改築したものの一部、昭和38年度の建物が残っていると。

それから、分庁舎につきましては、昭和38年建設ということでございます。そういう老朽化した施設であることから耐震上、問題があるというようなことから、今回、災害発生時であったりそういったときに、当然、役場は災害対策本部になるわけでございますが、そういう観点から、今回、新庁舎建設に向けた実施設計を行いたいということから予算を計上させていただきました。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 古い部分もあるということで、耐震構造を含めてしっかりしたものを新築したいということでありました。それで、もっとちょっと具体的にその工事の面積、あるいは部分的に分庁舎と言ったんですが、分庁舎、あるいは古い一部あるというような言葉だったので、その一部というのは本庁舎のどの辺なのか。

それから、分庁舎全部というように要は理解しておりますが、その他、それだけでいいのか。車庫とか、あるいは前にマツとかそういう緑化木といいますかね、そういうマツとかがあるので、その辺のところも含めた工事になるのか、面積的にどの程度のなのか。そして新たに部屋をつくらばどんなものを想定しているのか。その辺のところですね。あとは財源的なもの。それから、工事費はどの程度、今のところを考えているのか。その辺をちょっとご説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問にお答えします。

多数ありましたので、ちょっと抜けた場合はまた再度、質問していただければと思います。

まず、今回の目的でございますが、先ほど耐震化というようなことはお話ししました。それから、現在、来庁者の方につきましては、来庁者用のトイレがない。上履きに履き替えないとトイレに行けないというような不便がございます。それから、選挙であったり、申告であったりする場合、役場庁舎の2階に上がってこないといけないようなことがございます。ですから、まず耐震化が一点、それから利便性の向上というようなことで考えております。

それから、面積でございますが、まず本庁舎につきましては、耐震構造になっていない部分につきましては、

1階ですと会計室、トイレ、村長室、給湯室、休憩室がございます。2階につきましては第4会議室がございますので、その部分について改築したいと。

それから、分庁舎につきましては、全部、建物が昭和39年度でございますので、全部取り壊して新たに造りたいということで考えております。

さらに、車庫でございますが、車庫の一部、それから、現在、マツがある部分があるんですが、あの辺まで含めてというようなことで考えております。面積でございますが、これは実施設計をやらなるとははっきりした面積は分かりませんが、こちらで考えている概算の面積というようなことで考えていただければと思います。

本庁舎につきましてはまず1階部分、約120平米程度でございますので、120平米。それから2階につきましては60平米、第4会議室等でございます。それを160平米を125平米ということで、議会のトイレと第4会議室まで、あそこが空いてございますが、そこを2階建てにしてはというようなことで考えております。

それから、分庁舎につきましては現在の面積が250平米程度でございますので、それと駐車場の一部を取り壊しまして、分庁舎として400平米、合わせて700平米程度の庁舎というようなことで考えております。

それから、どのような部屋というようなことでございますが、それにつきましては、1月に入りまして、庁内の庁舎検討委員会というのを、まず係長、課長補佐の方に集まっていたいただきまして、耐震化であったり、利便性向上のため、どんなものが必要なのかというようなことをまず検討を始めたところでございます。

その部屋と工事費に関係してございますが、本来であれば、基本設計をやりまして、ある程度概算工事費をつかめればいいんですが、今回やろうとしている、市町村役場機能緊急保全事業につきましては、メニューとしまして、これは起債事業でございますが、令和2年度までに実施設計に着手した事業というようなことを言われていますので、今回、基本設計につきましては実施設計の中でやっていきたいというようなことから、まず、どのような部屋であったり、あとは工事費につきましても、この実施設計の中で金額を積算していただくというような考えでございます。

それから、財源でございますが、今、お話ししました市町村役場機能緊急保全事業は起債事業でありますので、この起債事業を活用しまして、一部交付税措置がされるというようなことでございます。通常、役場庁舎を建設する場合、補助金制度がございませんが、この制度ですと後年、交付税措置されるというようなことで、有利な起債であることからこの起債を財源に充てたいというようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 総務課長、ありがとうございます。

あの部屋の内容的なんですけれども、おおむねやはり耐震が必要だなというような感じでは思っております。特に、この災害が発生した場合、本当に災害対策本部をどうするんだと。そういう部分で1階になれば、課長相当が集まって、そこから本部的にしっかり指示できるようなやはり部屋というのが私は必要だなというふうに思っております。

特に津波の3.11のときに岩手県の大槌町、これが職員が40名亡くなった。そこでは町長も亡くなっているということで、そのNHKのドキュメントでも出ていたんですが、やはり初動の危機管理がやはり足りなかった。津波は当然、引き潮がある。そんな中でいつまでたっても分からないという間に下の外に本部を設置し、そこ

でやってきたということもあって、やはりその対策本部的なものも是非検討しながら、私とすれば村長室もこれは考えなくちゃならないのかなというふうな感じもしております。

また、私も相談室、これは一般の方が来たときに、やはり机の並べるところで相談するのではなくて、やはりプライバシー、個人情報、これがこれからはますます厳しくなると思います。あるいは裁判沙汰になるかもしれない。そういう部分のところ。

あとはこれは議論があるかもしれませんが、喫煙ルーム。これもたばこ消費税含めて一向にたばこ税が低くならないのはそれだけ需要があるんだろう。それを一方的に駄目だ、駄目だと言うとやっぱり悪いところで変なことをするねと。火災の原因にもなるかもしれません。そういう部分でしっかりその辺も含めて、お願いをしたいというふうに思っております。

また、令和元年に公共施設・個別施設計画策定業務委託料、これは880万ほど予算を取って3月に補正で減額をしております。これは今回のこの事業も含めての事業の策定なのかなというふうに思いますが、その辺のところの進捗状況をちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

部屋の形態につきましては、今、小室議員がおっしゃいましたように、災害であったり、村長室、相談室ということ、それから過去にも庁舎につきましては、議会の中でもいろんなご意見をいただいておりますので、そういったご意見を参考にしながら、できるものは造っていききたい。できないものについてはできません、できるものについては造っていききたいというようなことで考えております。

それから、公共施設等の委託料というようなことで、令和元年度、今回、完成しまして成果品をいただきました。この計画書の中には、当然、今回の役場庁舎であったりについては網羅してあるというようなことで、こういう計画に基づいてやるんだよというようなことで、網羅してございますので、そういうような内容が入っているというようなことをお知らせいたしたいと思います。

以上です。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） ありがとうございます。

それぞれにこの庁舎については、やはりかなり金額もかかるのかなというふうに思っております。また、公共施設等の整備基金、これが10億あるということもあって、その辺を利用しながら造っていただくのは差し支えないと思いますが、やっぱり一住民からするとやはり台風19号の影響、やるものが優先順位が違うんじゃないかというような言葉も私は聞こえてくると思います。

やはり、水路の土盛り、それから排水ポンプの設置、屯所はどうなっているんだ、それから避難所をどうするんだというようなことです。その辺もまた改善センターの整備についてもどうなっているのと言う方がやはり多くございます。

そういう部分でやはりしっかりした説明責任で、やはり今、新庁舎が必要なのは時期的にベストだと。この時期を逃すともっと不利益になるということ等も含めてしっかり村長をはじめ、説明をしていただいて透明性

のあるそういう部分でのことをPRしながら、そして、私とすれば工事が始まると庁舎の運営をしながらやっていると、本当に安全対策は大丈夫かなというふうに思っております。非常に重機が入ったりすると手狭になります。

やはり絶対に事故等のないようにしっかりとした計画の下に、その辺、長くなるとは思いますが、説明を短縮していきたいと思っておりますけれども、安全対策を十分に注意しながら、それぞれの職員、村長をはじめ、リーダーシップをとっていただいて、しっかりした立派な、立派なものでもなくてもいいと思っております。村長が常々言っている、身の丈に合った建物を建てる。そして有効利用するんだというような合理的な施設を望んで、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 今のことに関しての関連質問なんですけれども、これは当然、設計屋さんでまず発注すると。出すわけですよね。どういう方法でこれを業者を決めるのかです。当然、それは入札するのがありますよね。ただ、入札にもいろんな方法がありますよね、今ね。どういう方法でまず考えているのか、聞かせてください。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問でございますが、入札制度の中には指名競争入札、一般公共入札、あとは昨年ですと、プロポーザルといういろんな制度がございます。今回につきましては、通常の名指競争入札というようなことで現在は考えております。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 分かりました。

ただ、その入札に当たって、当然、入札というのは向こうが勝手に図面を描いたりするわけではないし、こっちの意向をもって描くわけですから、それに当たって私がつだけお願いというか、言いたいのは、あまりにも形にとらわれない。きちんとした使いやすさ、長寿命化ですか。長寿命化ということは一番使いやすいのが一番長持ちするし、形だけにとらわれないいいものを造ってほしいと。

とにかく、三角だ、四角だ、四角が一番いいでしょうけれども、三角だ、丸とかばかりあると金がかかるし後の維持経費も大変だし、これは庁舎というのはそんなに別に見せるものでもないし、実用性が一番かなと。その辺をお願いしたいと私はそう思います。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 39ページをお開きください。交通安全対策費、13番、使用料及び賃借料、運転免許自主返納者支援事業。これの具体的な支援策をお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えします。

款の6、交通安全対策費の中の13番、使用料及び賃借料で15万円でございます。こちらにつきましては現計

画でございますが、75歳以上で自主返納者に対して3万円分の回数券、中島交通システムのデマンドで使用する回数券を3万円分交付するということでの事業計画でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 大変いい制度だと思います。自主返納者が増えるということは買物難民、あるいは温泉も利用できないような人が増えてくるといった側面もあると思います。これから中島に唯一のスーパーが撤退したということもありまして、買物難民が増えつつあります。それがネックになって、90になってもまだ返せないという人もいます。

その辺をやっぱりトータルで、デマンド交通なんかも含めてやっぱり考えていくべきだろうと思っています。具体的にどうするかはまだ考えてはいませんけれども、今、通常、300円でやっていますけれども、その値段はどうなのかとか、あるいは温泉利用券を利用する人はただにしろとかと言っていますけれども、そんなことを含めてトータルでやっぱり考えていく必要があるんだろうと思っています。

その辺の考え方をちょっと聞かせていただければと思います。買物難民に対してでも構わないです。

○議長（藤田利春君） 暫時休議をお願いします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） これから、増えることが予想されます。予算も増えていくと思います。ぜひ継続して、高齢者の事故が後を絶ちませんので継続していただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他、質疑はありませんか。

6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 69ページを開いてください。

69ページの説明の段、説明というか区分の18番、負担金補助及び交付金ですか、その中の説明の中に村土地改良区運営補助金22万6,000円ですか。これがありますけれども、まず、この内容について取りあえず説明をください。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの村土地改良区運営補助金ですが、土地改良区の職員の人件費の補助に当たるものであります。内訳としまして、毎月の職員の給料1年分を計算しまして、その2分の1の補助を、今、実施をしていると

ころであります。これは土地改良区の運営上、財源を補うものということで、村のほうで補助をしているものであります。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 話は聞いてみるものですね。私はその毎年、毎年、ほとんど補助金は変わらないと。だから、何で質問したかということは、農家の皆さんが土地改良区にはいろいろ要望してもお金がないからできないと。

これはあくまでもそれは人件費でしょうけれども、当然、ここで土地改良区のことをやっている人もいるわけですが、いろんな災害が起きて、災害の場合にはそれは災害の交付金をもらってから、当然、いろいろ直すと。

そういうことが考えられますけれども、土地改良区ができて、改良区じゃなくて、構造改善が終わっても年数がたつて相当いろんな施設が劣化していますよね。そこを少しずつでも直していきたいという、そのいろんな補助の要望があるんですけども、お金がないからできませんよと。

そういう話があるものですから、これはあくまでも運営上の経費であると。職員の手当と聞きましたけれども、これプラスアルファというのを少し何とか改良区にもう少し増額、上がってこないものでお金を上げるということは普通はしないでしょうけれども、その辺は少し考えてもいいのかな。

申し訳なくて改良区のほうで上げないんだかその辺は分かりますけれども、もっと本当は予算が、補助金があってもいいのかなと私は思うんですけども、その辺についてちょっとお考えがあれば。

○議長（藤田利春君） 暫時休議。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時48分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

村長、加藤幸一君。

[村長 加藤幸一君 登壇]

○村長（加藤幸一君） ただいまの小室辰雄議員の質問にお答えしたいと思います。

本来であれば、土地改良区はやはり独立採算ということでやっていくのが本来の姿でありますけれども、今、村としましては職員の人件費の半分、それから電気、揚水機の電気料を補助しております。

今後、やはり土地改良区のほうで大きな事業とかがあれば、やはり村で事業主体になってやるということもあると思います。それから、やはり一議員としてそういう意見もあるということは大変ありがたいと思うんですが、やはり土地改良区の中から、会議の中でもう少し村のほうに要望してくれないかというような意見が出れば、また村のほうに要望してまいりたいと思いますので、その辺、ご理解いただければと思います。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 了解いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 41ページ。総務費の備品購入費で公用車購入を予定されているんですが、どういった車種を購入するのか説明をお願いします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

軽自動車のワゴンタイプ、4WD、ドライブレコーダー付きということで、軽自動車を購入する計画でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 私は軽自動車でいいんじゃないかなというふうに思っているわけなんですけれども、というのは、村内近辺、あとは白河へ行ったり、矢吹へ行ったり、近隣町村、ここを行ったり来たりするのは十分これからも公用車を購入するときには、200万も300万もかけて普通乗用車でなくても、公用車、軽自動車、かえて乗りやすく、動きもいいので、今、そういうことでちょっとどういう車種を購入するのかということを知りたいんですが、福島とか高速道路を使用するときは当然、ある程度の軽じゃなくて、普通乗用車もいいとは思いますが、全体的に考えたら、軽自動車、こういったものでこれからも村長さんはじめ、皆さんが予算化するときは、そういうふうなことも頭に踏まえて購入計画をとっていただきたいと私からの要望です。

以上です。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） それでは、ページを行ったり来たりしますけれども、70ページをお開きください。お願いします。

目の7、農道新設改良事業費の中で道路改良工事費1億1,000万。かなり大きい金額ですので、この概要をお聞かせください。お願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年度に改良工事費としまして、1億1,000万円を計上させていただきました。こちらは農道の長寿命化事業としまして、農道の未舗装部分ですね、そちらの舗装工事を行う事業費であります。延長としまして計画しているのが農道5本、総延長で2,912メートルほどを予定しております。こちらのメートル、数字におきましては実施設計等で若干の変動がございますので、その点をご了解をいただきたいと思っております。

この農道の整備事業を行うに当たりましてありますが、こちらは、当然、農道整備でありますので、国の事業となれば本来的にはそのような事業形態であります。現在、福島県のほうにおきまして、この新規の農道整備についてはなかなか事業採択をしないというのが現状であります。また、国のほうの補助でいきますと、当然、受益面積がかなりの面積が必要条件として上がっております。基幹農道整備、一般農道整備と2つの整備事業がございますが、どちらにつきましても受益面積が50ヘクタール以上なければいけないと。

また、農道整備の事業費が3,000万以上でないと採択にならない。あと、福島県でおきますと水田に面している農道ではなかなか事業採択にはならないと。蔬菜等ハウスがあってそちらで収穫したものが傷んだ道を通ると価格に影響が出るとか、そういった農道でないと採択にならないというのが現状でございます。

今回、実施を予定している箇所につきましてもご説明させていただきたいと思います。天神前地区2本、あと中川原1本、あと館ノ前1本、松崎の大池下が1本ということで、計5路線を計画しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） ありがとうございます。

私も農業を生業としますので、常に田んぼの道を歩いているわけですが、未舗装の道路というのはどこを見てもほとんど同じような状況だと思います。

その中で、一番重要、選定するに当たって一番重要視をされたのは建設課として何を基本にされたんでしょうか。昔でしたら我々、田んぼ道を舗装してもらうときには、農業施設があって荷物運搬の荷崩れ防止のためなどということをお聞きされておりましたけれども、今回はいろいろ、地域で見ますと、地図上では5路線あるわけですが、南部地区に4路線、松崎、北部は1か所だけと。そういうバランスはありますけれども、それを見るだけでは大変地域性のバランスは悪いと思います。その辺はどう加味されたのか、ちょっとお聞かせください。最重要視した選定の基準です。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、最重要としまして行政区からの要望と、あと、大きく行政区ごとに分けまして、農道の整備と整備率を見ますと地図ですね、前にお配りさせていただいた地図上のように川原田地区のほうが未整備の農道がどうしても多いということでございます。こちらを最重要と、2点を最重要としまして選定をさせていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） よく分かりました。地元からの要望が大変強かった、そしてなおかつ整備率が悪いのが南部地区だということで、今回集中されたと思います。確かに吉子川地区南部は堤防沿いは砂利道ばかりです。それは分かります。ただ、北部地域、滑津地区から見れば吉子川ばかり直しているんじゃないかと。多分、2年、次年度も整備をされると思いますけれども、そうすると南部9本、北部1本と。大変地域間のバランスがよろしくないんじゃないかと。状況は分かります。これで決定するんでしょうけれども、受益者の皆さんが喜ぶのは確かに村民が喜ぶということですので、説明は理解しました。

質問を終わります。

○議長（藤田利春君） お諮りいたします。

ここで13時05分まで休議したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、13時05分まで休議いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時05分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） ページ数で21ページを開いてください。

これは国庫支出金の目で4番、土木国庫補助金の説明の中で、防災安全交付金事業3,993万が計上してありますが、この内容について説明をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの事業の内容としまして、吉岡橋の橋梁補修工事並びに二子塚町畑線の歩道整備の設置事業費、こちら2つを合わせましての国庫補助金であります。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 2つ合わせての国庫補助金というのは分かるんですけども、この振り分けはちょっと分かりますか。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） 内訳でございますが、吉岡橋のほうで事業費3,500万円、歩道設置のほうで3,100万円、こちらを合わせまして国庫補助率が60.5%で算定しております。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 了解いたしました。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） すみません、連続で。23ページ、目の4番、教育費県負担金ですか、それで説明の中で、子育てのための施設等利用給付金、あとそのとなりに同じようなもので教育保育給付金とありますが、この内容について説明をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 学校教育課長。

〔学校教育課長兼生涯学習課長 矢吹勝人君 登壇〕

○学校教育課長兼生涯学習課長（矢吹勝人君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

23ページの県負担金の教育費県負担金、子育てのための施設等利用給付金でございますが、これは20ページをご覧ください。

国庫補助と連動してきます。国庫補助の中の国庫負担金、3の教育費国庫負担金でございますが、今年度306万9,000円で、昨年でございますが、これは教育費の幼稚園の保育料とは消費税が上がったことによりま

して無料化されました。ただ、預かり保育につきましては補助の対象というか、無料化には、ここのには載っていませんが、それに対しての国庫からの補助金、補助率で2分の1でございますが、さらに子供のための教育費、保育給付費ですが、下、24万ですが、これは中島に住所を置く人で、白河の認定こども園に通うお子さんが、予定されるお子さんがいらっしゃいます。

ただ、その補助金というのはあくまでも住所地に交付されるもので、その分、一人の方は24万、独自に見ているんですけども、これはトンネルで中島で受けてまた歳出のほうで出すという形にはなってしまうんですけども、それらにおきましては、両方とも国庫は2分の1でございます。さらに、今、ご質問のありました県費につきましては、それと同じ意味合いで補助率が4分の1でございます。両方、国庫と県が補助率が違いますが、同じ意味合いでここに計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 何か名目が違いますけれども、前にもこれと同じようなものがありましたよね。あったような、私、何か記憶にあるんですけども、だから、今、話を聞くと私の勘違いかもしれませんが、昔、何かこれと同じようなものがあったのかなと思ったんですけども、ただ、これは結局、このまま来年も継続されるということですよ。はい、了解しました。

○議長（藤田利春君） その他、質疑はありませんか。

2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） それでは、71ページをお開きください。

農業経営体活性化事業の中で、節区分、負担金補助及び交付金の中で農業次世代人材投資資金375万、いつかの説明で大変条件が厳しくなったと聞いておりますけれども、数値的な内容をお聞かせください。お願いします。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） それでは、ただいまのご質問についてお答えしたいと思います。

この新しく内容の制度が昨年変わって、まず、交付の年齢につきましては45歳までと引き上がりました。そういった面では十分さらに活用ができる事業かなと思って中身のほうを進めていったんですけども、実はチェックシートの中で世帯所得というのがございます。それが600万円以下でないと該当しないということになります。そうしますと、本当に新規で農業を始めようというような方でないとなかなか該当してこない。

結局、家族の方が一緒にずっと農業をやっているんですけど、初めて、じゃあ息子さんが今度新規でいこうとなりますと、今までの収入とか自分が働いていた収入とかが合算されますので、そういった点が一番大きい内容となっております。

それ以外は同じく金額的なものであったりとか、支払いの期間であったりとかというのは変わらないんですけども、どうしてもそこのところが全国的にもネックとなっております。

今回のこの375万につきましては、今年度、令和元年度の実績値のほうを計上しておりまして、新たに令和

2年度にそういった方を採用される方がいれば、速やかに対応していきたいということで実績のほうの計上をさせていただきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 世帯所得600万、農業を経営して、せがれもやろうかという人は大体、ほとんどこれはクリアしている数字でございますけれども、それだったらサラリーマン家庭の子供が、私、農業やりたい、18歳、新卒と同時にやりたい、当然、その子供は前年度は収入がないですけれども、それでもやっぱり新規就農者というのはあり得ないんですか。家庭内で600万あれば。それはどうでしょうか。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） ただいまのご質問でございますが、世帯で農業をやってもサラリーマン収入、お父さん、お母さん、そして自分がもし始めるといときに、結婚していればその奥さんという、家族4人分の総収入になりますので、そこが600万以下でないと今回、新規就農の対象になっていかないということになります。非常に厳しい条件を付されました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） そもそも新規就農者の助成制度が始まったときにはかなり条件が厳しかったですね。家業の跡継ぎというのは駄目だとか、新しい事業を興せとか、それでも集まらなくて一旦緩くして、緩くしたというのは語弊がありますけれども、申請しやすい助成になったんですけれども、ここでなかつこままだ門戸を閉められちゃうと新規就農者というのはほとんど出なくなる。そういうような数字かと思えますけれども、じゃ、もしかして村で、私、やりたいと手を挙げた人がいても何もできないんですか。収入が600万あれば。何か他の手立てというのは。どうなんでしょうか。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） ただいまのご質問でございますが、まず、新規就農については非常に厳しいということで、村のほうにまず対応できない、採択されない方についてはなかなか支援というものはございません。

ただ、そこからも既に認定農業者ということでそちらのほうの位置づけで、認定農業者のほうの指定をいただいて、それでこれから人・農地プランというような形の中で認定農業者が地域の中に指定されていけば、いろんな形での、今度は個人的に、国でやっている制度資金に乗ったりとかそういったことでは対応になりますので、もし新規就農が駄目でもどうしても農業をやりたいという方につきましては、一応、ご相談いただいて、当然、審査をして、それからどういった方向性で進めていくのかというような相談のほうは賜っていききたいということで、それからの支援の対象になるかなというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君）　そもそも、国県の支出金からやっている行事ですので、従わざるを得ないということで、意欲のある青年を村でバックアップしていただいて、この新規就農の芽を絶やささないで、また独自のことなり、何なり手当してほしいと思います。

質問を終わります。

○議長（藤田利春君）　7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君）　ページ数で85ページをお願いします。

消防費の中の災害対策費の中に工事請負費、避難所看板設置工事と137万5,000円計上してあります。これについて説明をお願いします。5か所と聞いていますがその場所をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君）　住民生活課長。

〔住民生活課長　小林　隆君　登壇〕

○住民生活課長（小林　隆君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

目の5、災害対策費の14番、節の14、工事請負費137万5,000円についてでございますが、避難所看板設置工事、場所を5か所なんですけれども、幼稚園、保育所、中学校、あとは地区公民館2か所について設置を計画しております。よろしくお願いたします。

○議長（藤田利春君）　7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君）　幼稚園とかそれは聞いたんですけども、地区の2か所というのはどこですか。公民館ですか。

○議長（藤田利春君）　住民生活課長。

〔住民生活課長　小林　隆君　登壇〕

○住民生活課長（小林　隆君）　ただいまのご質問にお答えいたします。地区公民館としてまだ検討段階ですけれども、小針と川原田を検討しております。今現在での計画ということでご了承願います。

よろしくお願いたします。

○議長（藤田利春君）　7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君）　何か2か所決まっていないということですが、できるだけ早く決めていただきたいと思ひます。それで、この看板を設置するのはいいんですが、それに付随して案内板というのがやっぱり必要だと思ひます。場所は分かったのはいいんですけども、そこに行くような案内板を設置もしなければならないと思ひますが、その辺の考えがあるかちょっとお答え願ひます。

○議長（藤田利春君）　住民生活課長。

〔住民生活課長　小林　隆君　登壇〕

○住民生活課長（小林　隆君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは避難所についての看板を設置いたしまして、その状況で誘導の矢印だったり、看板であったりを整備することを検討してまいりたいと思ひます。

よろしくお願いたします。

○議長（藤田利春君）　7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君）　了解しました。できるだけ早く誘導するような看板もお願いしたいと思ひます。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 今の関連質問なんですけれども、看板、避難所ということでの看板ですよね。ということは幼稚園だの保育所に避難所というのは確かに分かりますけれども、避難したということは何でかんで暖かいときとかなり寒いときがあるわけですし、ということは毛布とかせめて水を多少なりともそういうのがなかったら避難所としての役目をはたして果すのかなと。夜間に行って停電のときに実際に避難所として活用できるのかなと。

だから、避難所として看板をつくるくらいだったら、少なくともある程度、設備的なものも少しずつ、一遍ではできないでしょう。当然お金がかかりますし、ただ、そういうことも念頭に置いてやらないと、ただ避難所ですよと看板をつくるくらいだったらどこにでもつくれるわけですから。

本当、そういうことでは困るし避難所とつけるんだったらば、人が長期間にわたって避難というのはまた話が別ですけども、急激に行った場合だってやっぱり夜間、お年寄りだっているわけだし、やっぱり毛布の問題とか多少の備蓄ですか、そのくらいは少し検討しておかないとまずいんじゃないのかなと思うんですけども、何かその辺、ちょっと考えはありますか。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ある程度の備蓄についてでございますが、この令和元年度につきましても、保存食、もう十分というほどにはいかないんですけども、少量を整備しまして、及びこの令和2年度の当初予算の食料費だったり消耗品で簡易トイレの道具だったり、食料などを購入して十分ではなくてコンスタントに整備して行って、充実させるようにしていく計画といたしますか、考えを持っております。

よろしくお願いたします。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 緊急で避難するわけですから、裸というか、体一つで避難すると。避難というのはそんなものですよね。その場合とにかく夜間一部屋で過ごさなくちゃならないと。そういうときにそういう人たちをしっかりとサポートできる体制を、ゆっくりはしていただけないですよね、いつ災害がくるか分からないんだから。そんな何億もかかるというような話はちょっと別でしょうけれども、とにかく早急にその体制を進めていってください。終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑はありませんか。

6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） よろしいですか、77ページを開いてください。

77ページの右側の説明の中にあります、急傾斜地対策事業負担金ですか、この内容について説明をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちら、急傾斜地対策事業負担金であります。こちらはまず地区としまして代畑地区の急傾斜地の対策事業費になります。こちらは補正予算のほうでもご審議いただきましたが、令和2年度から県のほうで事業を行うという計画の下、計上したものであります。まず、県のほうの事業費としまして2億5,000万ほど計画しているということを伺っております。そのうち、工事の内容であります。その急傾斜地の法面の整備ですね。コンクリート吹き付けになるのか、もしくは擁壁になるのか、現在検討中というような回答をいただいております。

詳細につきましては決まり次第、村のほうに情報提供していただけることになっております。こちらの569万円につきましては、令和2年度の事業費の約10%ほどの負担額で計上しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 当然、私はそれはこの地区に住んでいますから、急傾斜地というのはどういうものかわかりますけれども、現在、その急傾斜地の近くでも既に家が建っていますよね。建っていますし、古い家も人の住んでいない家もあります。それで、この場所的に、今、図面が出てこなくたってその場所をどこから正確に、正確というか何メートル刻みとは言いませんけれども、どこからどこまで始まって、いつの終了年度ですか、どの辺りから予定としていくのかですよね。

それと、それは工法によって値段は当然、これだと多分、2億5,000万という工法の中でやる方法、どういう方法を考えているのか、それ、ちょっと分からないんですけども、実際、端から端まで普通の擁壁でやったら、2億5,000万だったらどこにもかからない、かからないじゃなくて、どこにも追いつかない数字になっちゃいますよね。図面がこないとその辺は分からないと思いますけれども、ただ、やる場所、実際、代畑の一番外れは公民館もありますよね。あの辺も含まれているんだか。あと、あの人の住んでいない家は端から端までずっと工事をやっていくんだか、その辺はわかりますか。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

事業年度であります。令和2年度から令和4年度の3か年を計画しているということを伺っております。ただし、その事業量に応じて年度が延びる可能性もありますということを伺っております。また、その事業の量であります。300メートルほどを計画しているということを伺っております。

その300メートルにつきまして、建設課のほうで机上で計測したところ、公民館の下から小室石材店さんまでが認定箇所になっておりますが、そこでは300メートルをはるかに超えない、短い区間になります。300メートルというと清水が出ているところがありますよね、石山のところ、小室好次さん宅に上がる箇所があると思うんですが、あそこから、今度、小室石材さんを過ぎて、泉川のほうまで行かないと300メートルという距離が出てこないで、こちらは県のほうの詳細図を提示されないと、具体的にここからここまでということはここでは申し上げられませんが、一応、距離的には300メートルというのは伺っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 今のお話ですと300メートルだと。これは実際に図面を見ないと分からないのは、それは私らも分かります。

ただ、その中で、現在、先ほど言ったように、あまりに住宅がその近い場所にあると。そして、なかなか大変な工事になろうかなと思うところもあるんですけども、それからそういう工事に至っては地権者、案外、地権者というか、下側の擁壁をつくる場所の下の地権者もあるし、逆に崖地の上の地権者の多分、両方重なってくるのかなと。宅地の上が何でもかんでその人の宅地とは限っていませんからね。土地も違うし、その辺は大変なのかなと、あると思うんですけども。

それと、とにかくもう長年願ってきた事業ですから、だからものすごくいい事業が採択されて、皆さん、喜んでいてと思いますけれども、そのやる工法とか、あと擁壁から宅地まで何メートルほしいとか、多分、そのこれから説明会当然ありますけれども、説明会でよく細かい話を皆さんの話をよく聞いてもらって、またこっちから提出の説明でもらって早急にとにかく竣工できることを願っています。終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑はありませんか。

2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） それでは、83ページをお開きください。

消防費の中で区分の18、住宅用火災警報器設置補助金とあります。20万。これはどの程度の補助なんでしょう。戸数とかあると思いますけれども、聞かせてください。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えします。

18の負担金、補助及び交付金の中での住宅用火災警報器設置補助金についての20万円でございます。こちらにつきましては、2分の1を補助します。火災警報器は連動式と単独型の2種類あるわけでございまして、連動式ですと上限が3万、単独ですと2万円の上限額になります。ですので、6万買つての3万補助金ということで、補助をしております。

よろしく願いいたします。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） この警報器に関しましては、チラシとかCMでよく電気の残量とか確認しろと。私も設置しておるので気にはしているんですけども、多分、消防団から買ったような気がするんですけども。

それと要望になるかもしれませんが、消防団で消火器、これは完全に消防団から買いました。その後、切り替え時期ですよということで中身の入れ替え等も前の消防団は来てくれていたんですけども、今はこういう事業というのは消防団としてはやっていないのでしょうか。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

消火器についてまず、消火器につきましては確かに昔ですと、各消防団の各地区の部のほうで自発的といいますが、消火器を売ってその売り上げを活動資金に充てていたのがずっと続いていたわけなんですけれども、

ここ最近につきましては、消防団はそこまで活動を展開しておりませんでして、各家々のほうでの処分だったり更新をするような状況でございます。そして、すみません、火災警報器につきましては、確かに一番最初が平成20年頃かちょっと時期は定かではないんですけども、消防団で一斉にやっている事業でやりましたが、その後については各自、各家々の対応でお願いしたいということで整備というか推進というか、行っている状況でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） どちらも今はやっていないということで、自主的にかつては分団でやったということで、私も消火器、2本あるんですけども、言われなければ交換なんかなかなかしないです。自分でもって行って、どこで交換すればいいんだかも分からないし、時々、そういう案内というのを消防団でも入れてもらったり、年末の風の多いときにはチラシとか置いていきますよね、赤いチラシ。その時に一声かけてもらったりすればよろしいかなと思います。

以上、要望しますけれども、質問を終わります。

○議長（藤田利春君） 質疑はありませんか。

6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 54ページを開いてください。

目の6番、地域福祉センター費、説明の中の、説明と区分の12、委託料の中の管理運営委託料ですか、この内容について説明をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 藤田幸江君 登壇〕

○保健福祉課長（藤田幸江君） では、ただいまの質問にお答えいたします。

こちらについては福祉センターの運営管理の委託料となっております。こちらについては福祉センターの消耗品、また光熱水費、燃料、それから100万円以下の施設の修繕については、福祉センターのほうで行うこととなっておりますので、そちらの修繕、それから委託リース料等、そういったものがこちらの委託費となっております。

以上です。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 説明は分かりました。その中でこの金額が前年と比較しますと500万くらい、500万の上限かな。下がっていますよね。トータルの金額の中で500万というのは相当大きい数字なんですけれども、なぜというか、その下がった内容ですか、その説明をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 藤田幸江君 登壇〕

○保健福祉課長（藤田幸江君） ただいまの質問にお答えいたします。

昨年度と大きく変わっているところというところでは、修繕費が400万以上、ちょっとこちらのほうが大きく金額等変わっておりまして、昨年度は福祉センター内のFFヒーターの入替え、それからトイレの入替え等

の修繕がありましたので、700万程度の、トータルしますと700万程度の修繕が行われました。今年度はそちらのほうは全て終わりましたので、その分の400万という金額が減額になったことと、燃料費のほう、灯油等の単価等の見直し等もありまして、こちらが100万程度減額されたために、今年度500万程度の減額となっております。

以上です。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） いろんな工事の中の補修があって、それが今年度はなくなったから値段が下がったと了解いたしました。たくさんの方が利用する施設でありますので、適正管理をして今後もこの長寿命化を図ってください。

終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（藤田利春君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

次回会議は3月17日午前10時に開会しますので、ご参集願います。

全員起立。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時42分

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 5 号)

令和2年第1回中島村議会定例会

議事日程(第5号)

令和2年3月17日(火) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第20号 令和2年度中島村国民健康保険特別会計予算
日程第 2 議案第21号 令和2年度中島村簡易水道特別会計予算
日程第 3 議案第22号 令和2年度中島村土地造成事業特別会計予算
日程第 4 議案第23号 令和2年度中島村農業集落排水処理事業特別会計予算
日程第 5 議案第24号 令和2年度中島村墓地特別会計予算
日程第 6 議案第25号 令和2年度中島村介護保険特別会計予算
日程第 7 議案第26号 令和2年度中島村後期高齢者医療特別会計予算
日程第 8 陳情第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について
日程第 9 請願第 1号 県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する請願書
日程第10 議員派遣の件
(追加)
日程第 1 議案の上程 提案理由の説明(発委案第1号から発委案第2号まで)
日程第 2 発委案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について
日程第 3 発委案第2号 県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する意見書について
日程第 4 閉会中の継続調査の申出について(議会運営委員会)

出席議員(8名)

1番	菅野昇君	2番	椎名康夫君
3番	小室重克君	4番	小林均君
5番	小松公雄君	6番	小室辰雄君
7番	木村秋夫君	8番	藤田利春君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	加藤幸一君	副村長	吉田政樹君
教育長	面川三雄君	総務課長	木村修君
会計管理者兼 税務課長	久保田利男君	住民生活課長	小林隆君
建設課長	齋藤満君	保健福祉課長	藤田幸江君

学校教育課長兼
生涯学習課長

矢 吹 勝 人 君

企画振興課長兼
農業委員会
事務局 長

本 間 俊 一 君

職務のため出席した者の職・氏名

事務局 長 相 楽 高 徳

書 記 真 船 優

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第1、議案第20号 令和2年度中島村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第2、議案第21号 令和2年度中島村簡易水道特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） おはようございます。

それでは早速、ちょっと質問させていただきます。

10ページ、2款の水道事業費、維持管理費、12の委託料、下から2番目なのですが、水管橋更新測量設計業務委託、その次のページ、11ページの水道事業の維持管理費の中の14、工事請負費1億1,018万9,000円の説明の中の水管橋の更新工事2,680万円、その内容について説明をお願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） おはようございます。

ただいまご質問にあった事業であります。こちらは、代畑橋のところに県のほうで側道、歩行者のための歩道が設置されます。その際に、村のほうで設置しています水道の水管橋が支障になるということで、その移設に伴う設計費が委託料であります。また、請負工事の中の移設という工事ではありますが、令和2年度に県のほうで歩道の設置の事業が始まるということで、当然、村の方の水管橋が先行して行わなければいけませんので、それに伴う工事費でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） はい、了解しました。

それで、県の事業という、歩道の事業に伴う水管橋だということで、当然、これ県の事業というか助成をいただきながら実施すると思うんですけども、その収入源、収入の説明ですね。それから、いつ頃から実施予定をするのか、特に小学生とか通学路的な、松崎の関係があるので、時期的なものが分かればその辺もお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまご質問にお答えいたします。

予算書の7ページをご覧いただきたいと思います。

諸収入のほうに受託事業収入というのがあります。そこに、事業に伴う水道管移設ということで1,250万1,000円を計上させていただいております。こちらが先ほど説明させていただきました設計費と工事費のそれぞれの合計金額、県のほうから補償がされる金額を計上しております。

この額につきましては、協議は行って、一応このぐらいの金額ということで協議は行っておりますが、確定している金額ではございませんので、4月以降に再度協議しまして、額の確定があると思います。その際にはまた、増減等ございましたときには補正等で対応したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

あと工期につきましては、県のほうからまだ何月頃というのは具体的に示されておられません。4月以降にこちらのほうから問い合わせまして、あとは地域の方々に周知できるような体制を取っていきたく思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） よく分かりました。ただですね、工期については今後県と詰めながら進めるということで、よろしくお願いします。先ほども申し上げたように歩道、通学路になっております。もちろん中学生も通ります。それから、事故も多いところにもなっておりますので、安全対策、その辺も県とよく協議しながら安全第一、そしてスムーズなる工事を進めていただくようよろしくお願いします。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） 関連質問なんですけど、それでその工事の内容、どういうふうにするのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それで、要は今の橋の脇に設置してありますよね、その橋の脇にあるやつを移動するということなんですけど、新たな歩道を造った後に設置するのか、今のやつをどういうふう撤去してやるのか、その辺、詳しく分かれば説明をお願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

移設工事ということで、今設置されています水管橋を一度、東側のほう、ですから下流側のほうに仮設ということで仮設管を設けます。それで、その後に本設になるんですが、本設も同じように下流側のほうに新しい水管橋を設置すると。当然あそこは、滑津のほうから松崎のほうに本管が走っておりまして、仮設管を設けないと給水ストップになってしまいますので、そのための仮設管を最初設けると。その後に本管、移設するものですね、それを新たに橋の脇に設置しまして、その設置後に仮設管から本設と移行しまして、極力給水ストップが行われないような体制を取って本工事を進めていくという流れになっております。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） 今現在、設置されているのは橋の西側ですよ。それで新たに東側に仮を造って、また、東側にまた新たな本管を設置するということですか。そうすると最初から新しいやつを設置したほうがいいと思うんですが、そういう工程じゃないんですか。その辺、ちょっと詳しく。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問でありますけど、歩道側のほうで設置する際に、本管のところをまず最初に支障になってくると。歩道を設置するにあたってどこで、橋桁といいますか、その歩道用の橋桁を両サイドに設けるわけなんですけど、その箇所がまず最初に水道管のほうに当たってしまうということで、その部分を県のほうで先行して工事を進めていくために、仮設を設けないと、どうしてもその本設だけの工事では施行できない。

○議長（藤田利春君） 暫時休議します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時14分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） 大変失礼いたしました。

材料の関係がございまして、村が発注した後にその水管橋の製作に入ります。その期間については、まだ工事発注していませんので、具体的に何か月かかるということが分かりません。建設課としましては、長期間かかるだろうと、3か月ぐらいかかるのではないかという想定の下、仮設管を設けて設置したい。これは部材の関係上、村のほうで安全を考慮しまして、給水停止にならない方向ということで最大限の、工事を行っているときに仮設管を設けたいというような考えの下、先ほど説明させていただいたとおり施工するというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） 材料の問題で、ちょっと仮設を造って本管をまた設置するというので了解しました。

ちょっともう一つ聞きたいんですが、同じような場所に設置するようなことはできなかったのかということをおちょっと説明をお願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問であります。当然、うちの建設課のほうとしまして、建設事務所と協議しまして、今設置されているところが一番適切だということで、さんざん申し上げてきましたが、県のほうでは、その歩道の橋桁のところは村の設置している水管橋が埋設されていると、管理上、非常に良くないということで、そこには設置しないでくれというような強い要望がありました。村のほうの要望は県のほうとは折り合いがつかみません。どうしても先ほど申し上げましたとおり、東側、下流側のほうでないと水管橋が設置できないということになっております。ご了承いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） はい、了解しました。県のほうでそういう指導ということで了解いたしました。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございまして、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第3、議案第22号 令和2年度中島村土地造成事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第4、議案第23号 令和2年度中島村農業集落排水処理事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第5、議案第24号 令和2年度中島村墓地特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第6、議案第25号 令和2年度中島村介護保険特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第7、議案第26号 令和2年度中島村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第8、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを議題とします。

この陳情は、産業建設常任委員会付託であります。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、小室辰雄君。

〔産業建設常任委員会委員長 小室辰雄君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（小室辰雄君） おはようございます。

産業建設常任委員会より報告いたします。

本委員会に付託のあった陳情第1号について、去る3月6日産業建設常任委員会を開催し慎重に審査を行ったところであります。

その陳情の内容及び審査結果について、報告いたします。

陳情第1号は、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情です。

福島県は、少子高齢化と人口の減少・流失が進み、生産年齢人口は約20万人も減少しており、人手不足を補うため外国人労働者や障がい者雇用の増加、パート労働者や契約社員、派遣社員などの非正規労働者は、雇用全体の約4割となるなど、働き手の多様化も進んでおります。

国籍の違い、障がいの有無、雇用形態の違いなどを理由に低賃金で雇用することはあってはならず、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働き の価値に見合った水準とすべきです。

本委員会は、賃金引上げによる労働者の安定した生活の確保のために必要であることから、本陳情は願意妥当の意見の一致を見たので、採択すべきものと決しました。

以上で審査結果の報告を終わります。

令和2年3月17日、産業建設常任委員会委員長、小室辰雄。

○議長（藤田利春君） 以上で産業建設常任委員長報告は終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより陳情第1号について採決いたします。

本件に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、陳情第1号は採択することに決しました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第9、請願第1号 県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する請願書を議題とします。

この請願は、総務教育常任委員会付託であります。

総務教育常任委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、小林 均君。

〔総務教育常任委員会委員長 小林 均君 登壇〕

○総務教育常任委員会委員長（小林 均君） 総務教育常任委員会より報告いたします。

本委員会に付託のあった請願第1号について、去る3月6日総務教育常任委員会を開催し、慎重に審査を行ったところであります。

その請願の内容及び審査結果について、報告いたします。

請願第1号は、県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する請願書です。

福島県も少子化が進み、教育環境の適正化を図るため、各地域で高校の統廃合が行われています。

県立高等学校改革前期実施計画では、白河実業高校の農業科が修明高校へ集約され、塙工業高校との統合計画が示されました。

白河実業高校農業科は入学希望者も多く、志願者が定数枠を超える学科であるとともに、地域産業を担う職業人の育成に大きく貢献しています。また修明高校へ集約されると当該地域からの通学に困難を来すこととなります。

本委員会は、西白河地区の教育環境を維持し、農業に従事する人材育成を図るためにも農業科を存続させる

必要があることから、本請願は、願意妥当の意見の一致を見たので、採択すべきものと決しました。

以上で審査結果の報告を終わります。

令和2年3月17日、総務教育常任委員会委員長、小林 均。

○議長（藤田利春君） 以上で総務教育常任委員長報告は終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより請願第1号について採決いたします。

本件に対する総務教育常任委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、請願第1号は採択することに決しました。

◎議員派遣の件

○議長（藤田利春君） 日程第10、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付した印刷文書のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（藤田利春君） この際、お諮りいたします。追加案件として、産業建設常任委員長、小室辰雄君より福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める陳情書に係る発委案1件、総務教育常任委員長、小林 均君より県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する意見書の提出を求める請願書に係る発委案1件、議会運営委員長、木村秋夫君より閉会中の継続調査に関する件が提出されております。これを日程に追加し、追加日程とし議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、追加日程とすることに決しました。

事務局より資料を配布しますので、暫時休議いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎発委案第1号～発委案第2号の一括上程、説明

○議長（藤田利春君） 追加日程第1、議案の上程を行います。

発委案第1号から発委案第2号までを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長、小室辰雄君。

〔産業建設常任委員会委員長 小室辰雄君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（小室辰雄君） 追加日程で上程しました発委案第1号の提案理由を説明いたします。

発委案第1号は、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書です。

福島県は、少子高齢化と人口の減少・流失が進み、生産年齢人口は約20万人も減少しており、人手不足を補うため外国人労働者や障がい者雇用の増加、パート労働者や契約社員・派遣社員などの非正規労働者は雇用全体の約4割となるなど、働き手の多様化が進んでいます。

国籍の違い、障がいの有無、雇用形態の違いなどを理由に低賃金で雇用することはあってはならず、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で働きの価値に見合った水準とすべきです。

つきましては、地方自治法第99条の規定により、関係機関に対し意見書を提出するものです。

令和2年3月17日、産業建設常任委員会委員長、小室辰雄。

○議長（藤田利春君） 総務教育常任委員会委員長、小林 均君。

〔総務教育常任委員会委員長 小林 均君 登壇〕

○総務教育常任委員会委員長（小林 均君） 追加日程で上程しました発委案第2号の提案理由をご説明いたします。

発委案第2号は、県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する意見書です。

福島県も少子化が進み、教育環境の適正化を図るため、各地域で高校の統廃合が行われます。

県立高等学校改革前期実施計画では、白河実業高校の農業科が修明高校へ集約され、塙工業高校との統廃合が示されました。

白河実業高校農業科は入学希望者も多く、志願者が定数枠を超える学科であるとともに、地域産業を担う職業人の育成に大きく貢献しています。また、修明高校へ集約されると当該地域からの通学に困難を来すこととなります。

つきましては、地方自治法第99条の規定により、福島県教育庁に対し意見書を提出するものです。

令和2年3月17日、総務教育常任委員会委員長、小林 均。

○議長（藤田利春君） 以上で提案理由の説明は終わります。

◎発委案第1号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 追加日程第2、発委案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより発委案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発委案第2号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 追加日程第3、発委案第2号 県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより発委案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま発委案2件の意見書について議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（藤田利春君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長、木村秋夫君より次期会議の会期日程等の議会運営に関する事項について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付された案件は全て終了しました。会議を閉じます。

◎村長の挨拶

○議長（藤田利春君） この際、村長から発言があれば、これを許します。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは、令和2年第1回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

執行部より提出いたしました全議案、原案どおり可決承認いただきましたことに、衷心より感謝を申し上げます。

まもなく令和元年度が終わろうとしておりますが、台風19号の災害復旧など繰越事業を除いて、年度内完了に向けて全力で当たってまいります。

さて、新年度においては、学校給食センターの建築工事、農道の改良工事、原山住宅分譲地の販売、保育所の改修工事など、大型事業が実施されることになっております。遅滞なく実施できるように、ワンチームとなって取り組んでまいりますので議員各位のご理解とご支援をお願い申し上げます。

さて、今、COVID-19の感染拡大防止のため、本村では、小・中学校の休校、中学生のマレーシアへの修学旅行の延期、また多くの人が集まる会合や会議が中止、延期、あるいは縮小など、様々な影響が出ております。幸いに本村においては感染者が出ておりませんが、WHOのパンデミック宣言もあつたことから、今後とも最新の情報を注視しながら、対策に当たってまいりたいと思います。

この冬の記録的な暖冬の影響で、桜の開花が東京で14日に宣言され、福島県においても例年より早い開花が予想されております。そうした中、東京オリンピック・パラリンピックの聖火ランナーが、26日にJヴィレッジをスタートします。中島村からも聖火ランナーとして小磯洋四美さんが28日、白河運動公園から小峰城の区間を走ります。COVID-19の影響で沿道での応援が縮小などの変更も予想されますが、皆さんで可能な限り応援をしていきたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

そして、最後になりますが、COVID-19の感染が早期に終息し、世界が正常な社会に戻れること、さらには、議員各位におかれましても、令和2年度、ますますご活躍されますようご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（藤田利春君） これで令和2年第1回中島村議会定例会を閉会いたします。
全員起立。
ご苦労さまでした。

閉会 午前10時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年6月5日

議 長 藤 田 利 春

署 名 議 員 小 松 公 雄

署 名 議 員 小 室 辰 雄